

## むつ市議会第226回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成27年12月9日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）11番 菊池光弘 議員

（2）5番 横垣成年 議員

（3）6番 目時睦男 議員

（4）14番 佐賀英生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	17番	富 岡 修 夫
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

16番	半 田 義 秋
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 管 理 者	遠 藤 雪 夫
代 表 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 括 監	花 山 俊 春
総 務 政 策 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 部 長	畑 中 秀 樹
経 済 部 長	高 橋 聖	經 理 政 推 進 部 長	二 本 柳 茂
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 倉 庫 課 長	松 本 大 志



総政防課	策政	務部策長	須	藤	勝	広	財務課	部長	吉	田	真
財管施室	務財設	部課管長	伊	藤	恭	雄	市民課	部長	坂	野	かづみ
経産課	済業	部造長	吉	田	和	久	建土木課	部長	中	村	久
教委事総	員務	育会局長	高	杉	俊	郎	総政総主	務部課幹	杉	澤	一 徳
総政総情主	策報	務部合課幹	長	尾	寿	和	建都政主	部市課幹	飛	内	義 雄
総政総主	策務任	務部課査	栗	橋	恒	平	総政総主	務部課事	小	島	勝

事務局職員出席者

事務局長	柳	田		諭	次	長	濱	田	賢	一
総括主幹	佐	藤	孝	悦	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、菊池光弘議員、横垣成年議員、目時睦男議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

## ◎菊池光弘議員

○議長（浅利竹二郎） まず、菊池光弘議員の登壇を求めます。11番菊池光弘議員。

（11番 菊池光弘議員登壇）

○11番（菊池光弘） おはようございます。公明党、公明・政友会派の菊池光弘でございます。

去る10月4日のむつ市議会議員選挙では、むつ市の皆様から絶大なる応援をいただき当選させていただきました。皆様には、心より感謝しております。

我が公明党は、「大衆とともに語り、大衆とと

もに戦い、大衆の中に死んでいく」との精神は公明党の立党の原点であります。政治を庶民の手に取り戻し、庶民を守り、地域住民の手足となって働く政党として結成されたのが公明党であります。この原点を忘れず、2期目、この4年間全力で働いてまいる決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

むつ市議会第226回定例会に当たり一般質問をいたします。市長初め理事者の皆様の誠意ある、そして前向きな答弁をお願いいたします。

今回の一般質問は、1、防災・減災について、2、高齢者の就労機会の確保について、3、ヘルプカードについて、以上3点についてです。

質問の第1、防災・減災についてお伺いいたします。私は、先月の14日、15日の2日間かけて、平成27年度青森中央学院大学防災士養成講座を受講し、防災士資格取得試験を受けて合格したところであります。今は、防災士認証登録を申請中であります。

防災士制度が生まれたのは、1995年1月17日の阪神・淡路大震災がきっかけであります。阪神・淡路大震災は、それまでの災害対策に大きな転換を迫るものでありました。災害が発生した際、その災害規模が大きければ大きいほど法的支援の機能は減衰する、また災害の発生が公的機関の執務時間中なのか否かによって初動の対応は全く変わってくる。消防、警察などの機関は24時間即応の体制を持っているが、基本的には当務の職員が対応しているものであり、非番などの職員はいない。さらに、応急対応に当たる職員及びその家族も被災しており、被災地ではライフラインの孤絶はもちろん、日常のあらゆるシステムが崩壊します。

阪神・淡路大震災では、地震直後に16万4,000人が瓦れきの下敷きになり、約8割の人は自力で脱出したが、約3万5,000人が生き埋めになった。この要救助者のうち、近隣の住民が救出したのは

2万7,000人で、その8割が生存していた一方、警察、消防、自衛隊が救出した約8,000人の半数が亡くなっております。

阪神・淡路大震災は、災害は思いもしないところで思いもしない形で突然発生し、大きな災害があればあるほど、国や地方公共団体の救助、救援がすぐには期待できず、地域の総合的な力により災害に備えることが必要であることを明らかにしました。このことをあらわす言葉として、地域の防災力という言葉が言われるようになりました。地域の防災力向上のためには、一人一人が防災のことを考え、安全を確保しなければなりません。その実現のために、防災について十分な意識と一定の知識、技能を身につけた者が中心となって、地域社会や職場など、全体で力を合わせて対策を講じる必要があります。

このようなことから、阪神・淡路大震災を教訓として、人という資源を利用して、社会全体の防災力を高めるために防災士制度が生まれました。東日本大震災でも、阪神・淡路大震災以降に示された犠牲者や被害者を減らす減災の考え方が改めてクローズアップされて、地域の防災力の向上の重要性が再認識され、防災士制度への認知、期待が高まっているところであります。

当市においては、やはり阪神・淡路大震災以降、災害に強い地域づくりのために自主防災組織を設立しております。現在12組織が設立していると伺っております。自主防災組織は、地域住民が協力、連携し、災害から自らの地域は自ら守るために活動することを目的に結成する組織であります。この市として重要な組織が平成24年から結成されて、いまだ12組織とは余りにも少ないと私は考えます。具体的にどのように地域、市民に呼びかけているのでしょうか、まずお伺いいたします。

また、自主防災組織設立に向けて、当市ではどのような支援をしていくと約束しているのでしょ

うか。そして、自主防災組織と当市の連携はどのように進めていくのかをお伺いします。

次に、防災士についてお伺いします。防災士に関しては、平成25年9月定例会で齊藤議員が防災士育成について質問をしております。私は、今防災士認証登録申請中の立場から質問いたします。

防災士の資格を取るためには、防災士養成講座があり、2日間講習を受け、最後に試験を受けて合格しなければなりません。そして、普通救命救急講習修了証が必要になるため、消防署で普通救命救急講習を受けなければなりません。受講料は、その会場、場所で変わりますが、4万円から6万円かかります。そのほかに交通費、宿泊代などもかかり、かなりの個人負担となります。

現在全国で防災士は10万732人、そのうち青森県では1,197人が防災士認証登録員になっております。そして、11月だけでも全国で1,660人防災士認証登録になっている状況であります。このように、現在では防災士が全国的にふえている傾向であります。

それはなぜか。近年全国的に地震、津波災害、火山噴火、風水害などに対して関心を持つ方々がふえているから、また各市町村では自主防災組織の中に防災士が必要と判断し、4万円から6万円かかる費用を助成している自治体がふえているからと私は考えます。本県では、八戸市、三沢市、十和田市、弘前市で何らかの補助をしていると伺っております。一例を申し上げますと、三沢市では、自主防災組織の町内会長の推薦状があれば、全額補助されます。

私が防災士になるために勉強してきた結果、一番感じたのは、防災士は助けられる人から助ける人へと自分自身の気持ちが変わっていくことあります。自分のことは自分が守る、これが自助、そして自分の家族は自分が守る、これも私は自助と考え、自分、そして家族が助けられる人ではな

く、助ける人になるためには、あらゆる災害に対し対策を考えなければなりません。

例えば大地震に備え、たんすなどは金具で倒れないようにする、これは当たり前のことと思うでしょう。しかし、全家庭がやっているとは限りません。電気、ガスがとまったときはどうするか、非常用の飲料水の確保、非常食の確保、そして家族がばらばらの状態で災害に遭遇したときの避難場所は家族で決めているのでしょうか。災害は日本ではいつでも、どこでも発生するおそれがあります。こういう災害に対し、防災士養成講座では詳しく教わることができました。人という資源を利用して、社会全体の防災力を高めるために防災士制度が生まれました。防災士がふえることは、当市に人という財産をつくることと私は考えます。

斉藤議員の質問の答弁の中で、防災士の資格はあくまでも民間資格であるということなどを踏まえつつ、他自治体の取り組み事例などを調査研究してまいりたいと考えておりますとの答弁でありました。本県において、他自治体も今は防災士をふやすように取り組んでおりますことから、当市においてもいま一度考え、研究し、防災士育成に対し何らかの助成を行うべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2、高齢者の就労機会の確保についてお伺いいたします。今回の質問は、シルバー人材センターに関しての質問といたします。

当市では、60歳になって定年退職し仕事を探す方、65歳で定年退職し仕事を探す方、またそれ以外にも60歳を超えて仕事を探す方々は、シルバー人材センターの会員になったほうが仕事ができる確率が高い状況であります。シルバー人材センターでは、労働保険や社会保険料の負担の問題、週20時間以上働くこと雇用保険の対象になり、週30時間以上になれば健康保険や厚生年金への加入が義務づけられる、こういう課題がありながら、会員

に仕事を振り分けているのが現状であります。しかしながら、会員一人一人が週20時間働いているわけではありません。やはり働く場が少ないのも現状であります。当市では、働く場の提供はどのように行っているのかお伺いいたします。

また、シルバー人材センターでは、最近働く場の確保に力を入れております。今までは、受託事業が主でありましたが、派遣事業や優良就業紹介事業などを取り入れ機能強化していると伺っております。シルバー人材センターのこの取り組みは、今全国的に広がっております。

そこで、厚生労働省の審議会は、10月、シルバー人材センターの役割強化の議論を始めました。現在法律でシルバー人材センターが紹介できる仕事は、おおむね週20時間を超えない、また月10日程度と制限されており、これを見直そうというものであります。また、同省は年内に議論をまとめ、来年の通常国会に関連法の改正案の提出を目指しております。法律が変われば、会員にとっては嬉しいことでもあります。当市においても、働く場の提供が変わってくるのではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3、ヘルプカードについてお伺いいたします。ヘルプカードについては、平成25年6月定例会で鎌田議員が一度質問していますが、今現在全国の自治体で導入が進められておることから、再度私から質問をいたします。

ヘルプカードは、障害のある人が緊急時や災害時困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものであります。カードの裏には、障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などが記入されております。障害のある人と一言言っても、内部障害の人や精神障害の人は外見では健康に見えます。また、知的障害の人は、音やに敏感で発作を起こしたりします。音声で情報が得られない聴覚障害者もおります。自閉症の人も

おります。障害のある人たちが言葉で「助けて」と言えない、でも助けてもらいたいときに使えるのがヘルプカードであります。

東京都が作成したガイドラインには、1、本人にとっての安心、2、家族、支援者にとっての安心、3、情報とコミュニケーションを支援、4、障害に対する理解の促進の4つが定められております。東京都を初めとした先進的な取り組みを行っている事例も参考にさせていただき、障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの普及を積極的に進めていただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災・減災についてのご質問の1点目、自主防災組織についてお答えいたします。自主防災組織は、平成7年1月17日に発生し甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災において、行政機能がほぼ停止した中で、瓦れきに埋もれた多くの方々が家族や近所の住民らの活動により救出される等、最も効果的に救助、救出活動をなし得たのが地域住民であったことから、全国的にその重要性が認識され、地域住民による自主防災組織の設立、育成を通じた地域防災力の強化が防災行政の最重要課題として位置づけられることとなったものであります。当市におきましても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成24年2月1日の豪雪災害等を経験する中で、発災直後においては、行政による災害対応は極めて困難であることから、自主防災組織の設立を各町内会に訴えてきたところでありますが、自主防災組織の活動に対する認識がまだ十分とは言えないこともあり、

本年2月12日付で自主防災組織を設立していない町内会の会長の皆様に自主防災組織の結成促進について参考資料等を送付し、自主防災組織の必要性、重要性、設立までの手順、設立時に市から支給される防災活動資機材等について周知したところであります。

さらには、ことし1月から取り組み始めた町内会イキキふれあいトークンにおいて、自主防災組織についての重要性、活動内容等を説明したところであり、川内地区の蛸崎町内会では、設立に向けて検討をしていると伺っております。

自主防災組織の助成事業としては、平成24年度から組織の設立時に限り、ハンドマイク、トランシーバー、ヘルメット等の防災資機材を町内会の加入世帯に応じて現物で支給しているところであります。また、市の事業だけでは資機材を補えない場合には、200万円まで資機材が購入可能である一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の申請手続きをさせていただいており、これまで中野沢地区自主防災組織、川守町自主防災会がこの事業により資機材を購入しております。

このようなさまざまな取り組みの中で、今年度だけで4町内会が自主防災組織を設立し、現在むつ地区において10町内会、脇野沢地区において2町内会の計12町内会が設立しており、新たに2組織が今年度中に設立する予定となっております。今年度の目標としております5組織設立が達成できることとなっております。

今後におきましても、町内会イキキふれあいトークンを始め出前講座、広報むつ等において自主防災組織の持つ役割の重要性について周知に努めるとともに、自主防災組織の設立を積極的に働きかけていくこととしています。

設立後の自主防災組織の役割としては、情報の収集、伝達、救助、救出活動、初期消火活動、避難誘導、災害時要配慮者対策等が考えられますが、



円滑な災害対応は平常時の訓練や地域のコミュニケーションの確保なくしては不可能であることから、地域と行政が一体となり、訓練等を通じて自助、共助、公助の連携の強化を図っていかねばならないと考えております。

また、自主防災組織は災害発生時のみならず、平常時においても地域コミュニティの一つとして、町内会活動や消防団活動と連携した防災活動を実施することにより、地域の活性化、防災意識の向上に寄与することができるものと考えております。

ご質問の2点目の防災士につきましては、担当部長からの答弁といたします。

なお、菊池光弘議員におかれましては、お住まいの町内会の自主防災組織設立の取り組みを含め、地域防災力向上のため防災士としての力を遺憾なく発揮していただくとともに、当市の防災に関してご指導、ご助言をいただければと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の就労機会の確保について及びヘルプカードについてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 防災・減災についてのご質問の2点目、防災士についてお答えいたします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことをNPO法人日本防災士機構が認証した方をいいます。平時においては、防災意識の向上、啓発活動などを行い、地域防災力の向上に努め、災害発生時には避難、救助及び避難所の運営などの公的防災機関との連携した活動、あるいは公助が行き渡らない分野での活動が期待され

ているものであります。

県内では、本年11月末現在1,197名の方が防災士として認証されており、そのうち当市在住の方は51名の方が認証されていると伺っております。

防災士の資格を取得するためには、日本防災士機構が認める防災士研修講座を受講し、資格取得試験に合格しなければならず、申請だけで資格を取得できる一定の階級以上の退職者を含みます消防職員、消防団員、警察官などの特例を除けば受講料、受験料及び申請料などで約6万円程度の経費がかかることとなります。

防災士の果たす役割は、自主防災組織の結成促進及び育成などへの支援に加え、地域の防災力向上、とりわけ自助、共助の分野での活躍が期待され、自主防災組織の活動においても、その役割は重要であることから、全国はもとより、県内の自治体でも資格取得に関して経費的な面での何らかの支援を行っているケースもあるようですが、市といたしましては、当面青森県自主防災組織リーダー研修会などの参加による防災リーダーの育成に加え、防災士資格取得の特例が適用される消防職員、消防団員や警察官のOBの方々の協力を得ながら、地域防災力向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 高齢者の就労機会の確保についてのご質問の1点目、働く場の提供についてのご質問にお答えいたします。

現在我が国では、高齢化の進展が社会問題となっておりますが、むつ市の高齢化率も平成26年度青森県高齢者人口等調査で28%と高い比率となっております。しかしながら、定年退職等で一線を退いている60歳から70歳未満の方が全体の約17%となっており、まだまだ元気に活躍できる方がたくさんおられる状況でもあります。

このような世代の方々が対象となるシルバー人

材センターの会員登録年齢は、60歳以上となっていることから、近年年金受給開始年齢が引き上げられたこともあり、これまで培ってきた経験や知識及び技術を生かした新たな就業機会を提供してくれる場として見直されてきております。

むつ市シルバー人材センターの会員数は、平成26年度末で581名、従来から実施している受託事業の年間受託件数は4,515件で、ここ数年横ばい傾向で推移しており、業種につきましては、主に除草作業、樹木の剪定、また施設の管理業務や室内清掃などを含む約80種類があり、それぞれの業種で会員の皆様のご活躍されていると伺っております。

このような状況の中で、会員の就業機会の拡大を図るため、発注者の掘り起こしや従来の受託事業のほか、平成24年度から実施されている一般労働者派遣事業や、平成26年度から実施されている有料の職業紹介事業による新規事業の積極的な開拓に取り組んでいると伺っております。

市といたしましては、むつ市シルバー人材センターへ国と同等の運営費補助を行っているほか、年間50件程度の軽作業に係る業務を委託しております。

次に、2点目のシルバー人材センターの機能強化についてであります。国では10月にシルバー人材センターの役割についての議論を始めたところであります。現在シルバー人材センターでは、労働保険や社会保険料負担の観点から、おおむね週20時間を超えない、または月10日程度の臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業を確保し会員に提供していますが、高齢者等がより安定した職業につけるように見直しが検討されているところでもあります。

これに先行し、兵庫県養父市や秋田県仙北市では、国家戦略特区の指定を受けて、規制緩和によるフルタイム週40時間の仕事を紹介できるよう取

り組みを始めたと報道されております。しかし、シルバー人材センターが本格的な働く場となることには課題も出ているところであります。

例えば派遣事業などで民業圧迫や、業種により若者や中高年齢者の職場を奪ったり、待遇を悪化させてしまうなどが懸念されることから、むつ市シルバー人材センターでは、常用的な就業の紹介は行わないこととしており、業務体系はより多くの会員の皆様に就業の機会を提供するため、能力に応じたローテーション就業を取り入れていると伺っております。

今後につきましては、より多くの高齢者等が長年培った能力と経験を生かしつつ、地域社会に貢献しながら生き生きと働くことができるようむつ市シルバー人材センターと連携を図り、社会状況を見きわめながら、センターの包括的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 菊池光弘議員のヘルプカードの普及促進のご質問にお答えいたします。

ヘルプカードにつきましては、むつ市議会第216回定例会におきまして、鎌田ちよ子議員より同様のご質問をいただいておりますが、このカードは緊急連絡先や必要な支援の内容などが記載されており、障害をお持ちの方などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲への理解や支援を求めるためのもので、手助けが必要な方と手助けしたい方を結ぶカードであるという点で、非常に有効であると認識しております。

しかしながら、障害には聴覚や内部、あるいは発達障害など外見からはわかりづらい障害もあり、ヘルプカードはそうした障害の特性などに市民の皆様の理解があつてこそ生きてくるものであると考えますことから、このカードを配布するのみにとどまらず、あわせて障害の特性や初歩的な

対応の理解などについて発信していくことが重要であると考えているところであります。

また、ヘルプカードをより効果的に機能させるためには、広域的な普及が必要であると考えておりますことから、県におけるヘルプカードに関する対応について確認したところ、現在県では導入に向けて前向きに検討中であるということでありますので、市といたしましても、引き続き県の動向を見据えながら、障害のある皆様やその家族の方の声を反映させ、さらに実効性のあるものとするため、災害時に周囲からのサポートをスムーズに受けられるよう、災害時要援護者支援制度との関連づけも視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、障害のある皆様が住みなれたこのむつ市で安心して暮らすことができるよう、障害福祉施策の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。では、防災・減災から再質問いたします。

自主防災組織設立の結成手順の中で、こういうものをいただきましたけれども、この中で規約、活動内容（防災計画）等の作成とありますが、具体的にどのようなことなのかお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

当市における自主防災組織の結成手順といたしましては、まずは町内会などの住民の皆様で協議を行い、組織結成に向けた合意をしていただくこととなります。その後規約、防災計画などの作成、そして自主防災組織の結成届の提出ということになります。

その中で規約につきましては、自主防災組織を設立する目的、その目的を達成するための事業、総会に関する事項や会費などを定めたものにな

り、防災計画につきましては、災害時における各班の行動、避難の方法、災害時要援護者の対策、防災訓練に関する事項、そして市との連携、組織図、組織の連絡網などが定められております。

規約や計画の作成につきましては、町内会になるべくご負担がかからないようにひな形を準備いたしまして、内容につきましても、市の担当職員と町内会長などが相談しながら作成しているところでございます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） わかりました。ありがとうございます。

今の答弁を伺いまして、ちょっと一般市民からすると、町内会長にしても、面倒な面が感じられます。防災計画書など書面が大事なのでしょうか。私は、まず町内会長を初め町内会の役員の方々を集め、防災について十分な意識と一定の知識、技能の専門家を呼んで講習を受けさせることが必要ではないかと考えます。

それはなぜかと申しますと、むつ市では私の記憶では、十勝沖地震の恐怖しかありませんが、今の東日本大震災よりも十勝沖地震のほうが恐怖を感じている自分ですけれども、むつ市は災害に対して危機感が今はないのではないかと私は思うのです。むつ市は、今の震災があったときでも、そんなに被害を受けているわけではない、また危機感というものがそんなになく思うのです。その危機感を与えるためにもそういうリーダー、町内会長を初めとするリーダーが危機感を持つことから始めることが必要ではないかと思っておりますけれども、やっぱり専門家の講習を受けて、自主防災組織も今はできていますけれども、また新たに町内会長、また役員を集めて講習を受けてもらったほうがいいのではないかと思うのですけれども、市長のご所見をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

そういった専門家の講習等につきましては、今後の研究課題とさせていただきますが、まずは市といたしましては、先ほど仰せのリーダーというところ、例えば町内会長であるとか町内会の役員の方々がそういった町内会組織のリーダーであると思いますので、そういった方々に改めてその自主防災組織の役割、重要性というようなところの周知に努めるとともに、積極的な自主防災組織の設立を今後もお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 今町内会長さんたちを集めて講習を受けているという感じで言っているのですが、そういう中でやっぱり映像とかこういう災害に対してはこうするのだという内容でありますか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 申しわけございません。先ほどお答えしたところでは、そういった講習等につきましては、今後の研究の課題とさせていただきますということを答弁したつもりでございました。申しわけございません。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 私も今防災士の資格取得試験を受けて感じたのは、やはりそういう講師の方々が現場に行って、本当に生きるか死ぬかのところの現場に行って働いてというか、ボランティアで行っているような感じなのですけれども、そういうものが映像を通してまた詳しく聞かされると、自分のところにそういう災害があったときにはどうしなければならないかというものを感じることができるのです。やはり講習を受けさせることでむつ市民の一人一人に危機感を持たせるようにして、自主防災組織をつくっていくべきと私は考えます。

次に、自主防災組織がふえたとして、自主防災組織の中で単独に防災訓練を行うとすると、本市としてはどのような応援ができるのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

自主防災組織が行います訓練の支援といたしましては、昨年度から消防庁から訓練用消火器、組み立て式水槽、消火用バケツ、それから救助工具類などの資機材の無償貸し付けを受けてございます。自主防災組織や町内会にその資機材を使用した訓練をしていただくため、広報むつやホームページで公募をしているところであります。

訓練は、地元の消防署及び消防団の協力のもと、無償貸し付けの資機材を使用した消火器取り扱い訓練、消火器やバケツリレーによる初期消火訓練、瓦れきからの救助、救出訓練のほか、各種資機材の取り扱いの説明などを実施しているところであります。

昨年度は、大湊新町自主防災会、今年度は脇野沢清水町自主防災組織、そして昭和町A町内会自主防災会で実施しており、今後も多くの組織に訓練をしていただくよう周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） やはり防災訓練も必要だと思いますので、いろいろと考えながら行ってもらいたいと思います。

次に、自主防災組織に対しての助成ですが、先ほどの答弁の中では、機材等をあげるような形で支援していると伺いました。三沢市では、毎年自主防災組織に対して助成金が出ております。そのお金は、組織のためであれば自由に使えると伺っております。例えば防災士資格を取るために使ってもいい、それで町内会長の推薦状が必要であるとのことですが、組織運営のために経費

がかかると思うのです。当市では、その運営費に対して何か助成とかはないのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

三沢市では、そういった補助金を助成している制度があるようございませけれども、当市といたしましては、まずは自主防災組織の設立拡充に重点を置いて今後進めさせていただきたいと思えます。

そして、そういった組織の設立などが円滑に進むよう、消防活動が円滑に進むよう、やはり防災対策の資機材の給付に今後も取り組んでいくことをまず優先させたいと考えてございます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） そのようにもっと自主防災組織のために使えるような費用もだんだんふやしていければなと思えます。

次に、防災士について伺います。八戸市、三沢市では東日本大震災で甚大な被害を受けました。だから、今防災士資格を取りたい方に対しては援助していると私は考えます。当市では、その防災士に対しての援助とか、これから考えるようなことはないのでしょうか、質問いたします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 先ほどもお答えしましたとおり、市といたしましては、防災活動資機材等の助成、そしてまた住民の皆様方への啓発により、自主防災組織を一つでも多く設立していただき、設立の後には地元の消防署と消防団と連携した訓練の支援、そして各種研修による防災リーダーの育成を推進するとともに、防災に関しましては、実践的な知識や経験が豊富な消防職員、そして消防団員、警察官のOBの方々、そういった方々が各町内、そしてまた自主防災組織の中にも多くいらっしゃるかと思いますので、そういった方々の協力を得ながら、地域防災力の向上を図っ

てまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 私は感じるのですけれども、自主防災組織の中でリーダーとなる方々が多ければ多いほど、やっぱり運営が成り立っていくと思うのです。今防災士は、1人いればいいというものではないのです、その組織の中に。リーダーが1人いればいいものでもないのです。やはり市民一人一人が防災に関して意識を持っていかないと、やはりちゃんとした組織として活動できないのではないかと思います。

また、今消防団員、消防職員を退職した方々が防災士資格を取得できるような形もありますけれども、その方々がその組織の中にいれば、またいいのですけれども、いない場合には派遣とかはできるのですか。こっちから要請すればいいのですか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） まずはそういった方々が町内にいらっしゃる場合には、そういう方々のご支援をいただきたいと。そして、仮に町内会とかにそういった方がいらっしゃらないと、そういった町内会とか組織につきましては、市で行っております出前講座、そういったものなどで防災意識の向上というところで広く皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） いろいろ考えながら、自主防災組織がふえていくように進めていってほしいと思います。

次に、高齢者の就労機会の確保に関しては再質問はありません。

次に、ヘルプカードについては、1点だけ再質問します。青森県の今動向、また方針等を見定めながら調査研究してまいりたいと答弁がありまし

た。もし県のほうで普及促進に動いたときには、速やかにむつ市もヘルプカードの普及促進に全力を挙げてもらいたいのですが、すぐ普及促進に力を入れてまいりますか、市長、よろしく願います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 菊池光弘議員の再質問にお答えいたします。

県が導入を始めたら市として速やかに行うかということでございますが、県全体で行うということであれば、本市としてもそれに参加をしたいというぐあいには考えております。ただ、現時点では県の動向がはっきりとしたものはまだ示されておりませんので、現時点ではっきりとどうこうというお答えということにはなかなかならないかと。気持ちとしては、先ほどお答えしましたとおり、県全体でやるのであれば、当然ながら市としてもそれに参加をしなければならないのではないかとこの考えはあります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） ありがとうございます。そのように速やかにヘルプカードのほうも普及させていってほしいと思います。

また、災害場所では障害のある人たちに十分配慮して、パニックにならないように落ち着ける場所を提供する、これも必要になります。これは、自主防災組織の中でも考えていかなければならない一つの事項ともなりますけれども、自助、共助、公助、人という資源を利用して当市をよくしていく、これは自助、共助の役目であります。人という財産をつくり、当市を発展させていくのが公助ではないかと私は思います。「近隣のために尽くす人は、同時に、人類のために尽くしている」とはガンジーの言葉であります。誰もが互いに尊重し、支え合う共生生活を築いていきたいと私は考

えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 日本共産党の横垣成年です。むつ市議会第226回定例会に当たり一般質問を行います。むつ市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしくお願いいたします。

さて、11月30日に開会されましたCOP21では、地球温暖化対策について約150カ国が発言をいたしました。残念ながら、日本は前向きの提案はできなかったようであります。原発を稼働し、石炭火力をふやし、石炭火力を世界にも輸出するという今までの姿勢に変わりはありませんでした。第2の排出国であるアメリカは、目標達成にペナルティーを設定しないというものであります。

一方EUは、引き続き温暖化対策の先進国でありました。また、後進国でありながら、現在世界一の排出国である中国は、大変前向きな提案をいたしました。中国は、経済成長を続けながら、2030年を排出ピークとし、排出ピークをできるだけ前倒しで達成するというものであります。

温室効果ガスは、主に二酸化炭素であります。

二酸化炭素全てだめではありません。現在地上や空気に含まれる二酸化炭素は循環しているものであり、問題はありません。例えばまきストーブからの二酸化炭素は問題はありません。地中にある二酸化炭素の排出がだめなのであります。原油、石油、石炭、ガスなどの排出がだめなのであります。大量の森林伐採もだめであり、世界は、まだ日本の3分の1の森林を毎年伐採し続けております。森林造成でも中国が積極的な対応で世界一であります。毎年青森県と同じ面積1万平方キロに植林をしております。

地球規模の課題で人類が解決したことにオゾンホール問題があります。まだ予断は許さないとされていますが、世界がフロンガスを規制したことで、2040年代までにはオゾンホールは解消される予定だそうであります。

10年前には地球温暖化に疑問を持つ人がほとんどでありました。今は、疑問を持たない人がほとんどであります。人類はおろかではありません。必ずや地球温暖化問題を解決するであります。しかし、解決は100年単位のもののようにあります。私自身、地域資源を有効活用するため、また温暖化対策としてまきストーブ生活をして7年になります。再生可能エネルギーの爆発的な普及と地域資源の有効活用が温暖化対策の鍵であることを申し述べ、一般質問に入ります。

質問の1点目、財政についてであります。財政健全化計画を作成すべきことについてであります。むつ市が作成したむつ市財政中期見通しでは、5年後、累積赤字が約21億円となっております。このような財政状況を放置するべきではありません。早期に健全財政に戻すべきであります。そのためにも、財政健全化計画は何よりも先に取り組む課題ではないでしょうか。財政健全化計画をつくる考えはあるのかどうかをお聞きいたします。

質問の2点目、TPPの諸問題についてであり

ます。戦後の世界の金融や貿易などのルールは、アメリカが中心となってつくられてきました。その目的は、国境を越えて利益を追求する多国籍企業のためのルールを定めることと明確に言われております。

農産物分野の貿易自由化は1986年のガット、関税貿易一般協定のウルグアイ・ラウンドからでありました。ウルグアイ・ラウンドの妥結に伴い、ガットはWTO世界貿易機関にかわりました。WTOは、各国の主権を超えた強制力を持って各国を監視、規制をいたしました。WTOは、さらに農産物市場の自由化を進めようとしたのですが、2001年の交渉は各国の反発によって中断し、現在に至っております。

WTOの交渉にかわって出てきたのが2国間、多国間の貿易交渉であり、具体的には環太平洋連携協定TPPであり、大西洋貿易投資連携協定TTIPなどがあります。その目的は、国境を越えて利益を追求する多国籍企業のためのルールを定めることに変わりはありません。

10月5日、TPP大筋合意の報道がされました。その後の報道では、自民党の公約に違反し、国会決議にも違反している内容が次々と明らかになりました。本来の貿易とは、その国にないものを補完し合うものが貿易であろうと考えます。特に農産物分野については、本来の貿易にとどめるべきであります。同じ農産品を他の国のものが安いからと輸入することは貿易ではなく、国民に安全な食料を提供するという最も優先しなければならない国の責任を放棄し、先祖代々自然環境を守り、自然に溶け込んでなりわい、営みをしている国民を不必要な競争にさらし、国民と国土を多国籍企業のもうけの対象にさらけ出す行為でしかありません。世界の多くの人々が、WTOにかわるTPPやTTIPなどは国のあり方を変えてしまうと警鐘を鳴らしているのが、このような理由からで

あります。

なぜ今TPPなのか、TPPの目的は何なのかについてのむつ市の見解をお聞きいたします。

また、TPPによるむつ市のメリット、デメリットは何か、今後TPPに対し、むつ市はどのように対応していく予定なのかをお聞きいたします。

質問の3点目、関根鳥沢海岸についてであります。まず、砂浜流出についてであります。鳥沢の住民は、砂がなくなり海岸には石ころの山ができている、何とかしてほしいという声が日に日に高まっております。現在県は、砂浜が流出しない対策をとっておりますが、効果はどのようになっているのかお聞きをいたします。

次に、高波防止についてであります。鳥沢の住民から、砂浜がなくなり海がどんどん近くなっている、高波のとき斜路に沿って高波が上がってくる、斜路が数カ所あるが閉鎖をしてほしい、防波堤を越える波が押し寄せてくるのではないかな不安だ、何とかしてほしいという声が多くなっております。早急に高波防止対策をするべきと考えますが、お聞きをいたします。

質問の4点目、旧むつ市街の緑地公園について。緑地公園の拡充についてであります。旧むつ市街地の緑地公園の現状をお聞きいたします。箇所数、面積、市民1人当たりの面積と他市との比較などをお答えいただければと思います。

次に、昭和町市営住宅跡地、新町の保育所建設予定地だった土地など、市街地にある不要というか、活用が未定となっている市の土地の現状をお聞きいたします。不要な財産は売り払うという市の方針であります。市街地にある活用が未定の貴重な財産、昭和町市営住宅跡地、それと新町の保育所建設予定地だった土地などは市民に開放して緑地公園として活用すべきと考えますが、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政についてのご質問の1点目、財政健全化計画を作成すべきことについてお答えいたします。先般お示しいたしましたむつ市財政中期見通しにおきまして、このまま何の対策も講じない場合のシミュレーションでは、平成32年度末には20億円を超える累積赤字を抱えることが予想されており、これを回避すべく歳入歳出両面にわたる財源対策項目を上げたものであります。

私といたしましては、市の財政の現状、将来の見通し、今後取り組むべき健全化対策につきまして、市職員のみならず、市民の皆様や議員各位に対しましてもご理解をいただき、自主的な取り組みを促したい、ご協力をいただきたいとの思いから発信したメッセージであり、また平成28年度の予算編成に向けて早急に財源対策の検討を進めていきたいという思いによるものであります。

議員ご指摘の財政健全化計画につきましては、市の財政運営の指針として、その必要については言うまでもなく十分に認識しているところであります。しかしながら、財政健全化計画の策定につきましては、むつ市財政中期見通しをベースとして、歳入歳出両面にわたる取り組みが必要であり、策定に当たりましては、市役所内部だけの改革にとどまらず、市民サービスへの影響も少なからず生じてまいりますことから、一朝一夕にできるものではなく、市民の皆様や議員各位に時間をかけてその取り組み内容を丁寧にご説明申し上げ、ご理解をいただかなければならないものと考えております。したがって、この計画を策定するためには、行政側の考えだけで拙速に進めることは避けなければならないと認識しておりますことか



ら、まずは今できる対策を早目に実行に移し、そうした過程の中で市民の皆様や議員各位に対しまして、市の財政状況についての情報提供、共通理解に努めながら、策定に向けての道筋をつけてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当面は財政健全化計画の策定に時間を費やすよりも、赤字転落、財政破綻といった最悪の事態を回避するため、中期財政見通しの財源対策として掲げた項目一つ一つについて、ある部分は慎重に、そしてまたある部分はスピード感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、TPPについて、関根烏沢海岸について及び旧むつ市街の緑地公園についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） TPP環太平洋パートナーシップの諸問題についてのご質問にお答えいたします。

国策として取り組んでいるTPPは、経済の自由化を目的とした多角的な連携協定で、2005年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国間で調印、2006年に発効したものであり、その後アメリカやオーストラリアを初めペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ及び日本が交渉に加わっております。

この協定は、貿易関税について、原則例外品目を認めない形での関税撤廃を目指しているものであり、日本も関係国との間で自由貿易を推進し、経済連携強化により国益の増進を図るため、交渉へ参加したものであります。

政府では、長期にわたる交渉を重ね、ことし10月のアトランタ閣僚会合において大筋合意に至り、今後3カ国による署名、各国議会の承認を経て発効を目指すこととされております。

TPPは、太平洋を取り巻く国々の間で物やサービス、投資などができるだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化、そのルールづくりを進めるための国際条約で、高い水準の野心的で包括的なバランスのとれた協定を目指し、交渉が進められてきた経済連携協定であり、協定内容は食料品や工業製品など、広範囲に及ぶものとされております。

次に、TPPの発効に伴うむつ市のメリット、デメリット及び対応についてであります。現段階では詳細な情報が少ないため、具体的にお示しすることはできませんが、一般論として、関税が撤廃され安価となった輸入品の影響により、消費者にとっては安く買える反面、生産者にとっては輸入品の価格競争が起こり、特に農林水産物などについては価格が下がることが懸念されております。しかしながら、国内の農林水産物は海外において高品質の評価を受けており、今後は輸出拡大の可能性も秘めていると考えているところであります。

いずれにいたしましても、国からの詳しい説明がないことから、市としては情報収集に努め、対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 関根烏沢海岸についてのご質問の1点目、砂浜流出についてと、2点目、高波防止については関連がありますので、一括してお答えします。

現在青森県が実施している烏沢海岸浸食対策事業は、烏沢海岸における波浪による浸食及び高波被害防止のため、沖合約100メートル地点の海中に幅50メートルで約1トンの捨て石と被覆ブロックによる人工リーフを設置するもので、昭和60年度から実施しており、今後も継続して事業を推進していくこととしております。この事業により、

沖に流出する砂が抑制され、完成した箇所は徐々に砂浜が回復していると伺っております。

また、たびたび越波により浸水被害に見舞われている区間から優先的に人工リーフを整備したことにより、越波被害の軽減が図られており、今後の進捗により、さらに越波被害が抑制されるものと考えております。

斜路につきましては、防波堤の高さまで閉鎖する必要のあることから、早急に対応する予定と伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、旧むつ市街の緑地公園についてお答えします。緑地公園の拡充についてであります。旧むつ市街の緑地公園の現状は、用途地域内で都市公園数14公園、総面積28.1ヘクタールで、市民1人当たりの公園面積は9.6平方メートルとなっております。むつ市都市公園条例に規定する目標の15平方メートルには充足していない状況にあります。

他市の例といたしましては、弘前市10.7平方メートル、十和田市9.0平方メートル、黒石市7.7平方メートルなどとなっておりますが、目標とする面積はそれぞれの市の条例で定められており、一概に比較はできないものであります。

次に、昭和町市営住宅跡地、新町の保育所建設予定地としていた土地など、市街地にある不要となっている市の土地の現状と今後の利活用についてであります。昭和町市営住宅の跡地利用につきましては、今年度国の事業であります不動産証券化手法等によるPRE、いわゆる公的不動産活用に関するモデル団体支援事業の中で、民間活力を生かした手法も含めながら、跡地の利活用について検討しているところであります。また、新町の保育所建設予定地としていた土地については、冬期間の雪の堆積場として有効活用を図っております。

今後におきましても、その土地の特性を生かした利用を図るものとはしておりますが、公共とし

て利活用する見込みのない土地については、財政健全化の一環として売却や貸し付け等も視野に入れ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問を行います。再質問は、ちょっと順不同になりますが、よろしく願いいたします。

まず、関根鳥沢の砂浜流出についてであります。この県の事業は、今からあと30年後に完成する事業であるということで、これ確認してよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お答えいたします。

平成25年度の青森県の公共事業の再評価の際には、平成17年度に見直しをして、終了予定年度というのは平成30年度になっております。しかしながら、その評価審査の際の附帯意見では、長期間に工事が延長される可能性があるというふうにお聞きをしております。あと30年かかるということについては、私どもは承知はいたしておりません。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういう意味では、かなり長期にわたる事業ということで、それこそこういう事業は5年とか、長くても10年くらいで完成するような事業であれば、すぐその効果がどうであったかというのがわかるのであります。まだまだ20年とか30年かかるような事業であれば、それこそ私自身ももう亡くなってしまっている状況では効果の確認のしようがないということで、そういう意味ではこういう事業は急いでもらいたいというのと同時に、30年近くもかかるというふうな事業であれば、今私冒頭で言いました、温暖化で海面が上がっているわけですね。そうすると、今の海面の位置で計算したその人工リーフが、結局海面が上昇したことによって全然効果の度合いも

低くなってしまふというふうなこともありますから、そういう意味ではこういう事業は早くやってほしいなというのものもあるし、今それこそ高波が怖いというふうな声を非常に多く出している地域が鳥沢住民の方が多いと思うのですが、今事業を進めているのが浜関根のほうから完成させているというふうな情報がありますが、私としては逆に鳥沢のほうから早く完成するという事業にできないものかどうか、これをちょっとお聞きしたいなと思います。鳥沢のほうから先に進めるということではできないのかどうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これ県の事業ですので、我々にそのようなことを申しつけられても、なかなかかどうすることもできないというのが現状ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういうふうはこちらのほう、市のほうから、住民から高波が来るのが大変不安だという声を市のほうとして県に届けてほしいということです。ですから、県が例えばこっち側、鳥沢のほうから事業を進めれば、当然鳥沢のほうの被害が少なくなる、効果があったとすれば、そういうことが言えるわけですから、そういう声を上げてほしいというわけです。別にむつ市にやってほしいということではなくて。ですから、そういう立場で市のほうとしても県のほうに物を申ししてほしいということでもあります。そのところ、強く要望しておきたいと思います。

それと、鳥沢の人工リーフをしたという経緯を私のほうで調べると、県のほうでは平成26年3月で冊子を発表しています。「下北八戸沿岸海岸保全基本計画」というのを発表して、ホームページでも公表しているのですが、それによると、鳥沢というのは海水浴場というふうな位置づけになっているのです。これ市のほうでは認識していたで

しょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 申しわけございません、ただいま初めてお聞きしました。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 県のほうでは、この鳥沢というところは、確かに私が生まれ育ったところで、きれいな砂浜の海岸でありました。そういうこともあって、県のほうとしては鳥沢を海水浴場という位置づけで冊子としてまたきちんと赤い色で、下北八戸沿岸では鳥沢海水浴場、三沢ビートルビーチ、あと八戸のほうの2つの箇所を海水浴場としていろいろ計画をつくっていると。その背景もあって、結局鳥沢のきれいな砂浜に景観に配慮して消波ブロックを置けば、結局景観が悪くなると。そこで景観に配慮して海面に沈んだ人工リーフで砂浜を維持しようというふうな流れになったかと思いますが、そういう意味ではやっぱり市として県の動きというか、こういうのを見ながら、私は市のほうにお聞きしたいのが、そもそも市として海岸というのについてのスタンス、どういう海岸にするかというふうなそういうビジョンがあるのかどうか、これちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 県の海岸ですので、県がビジョンを持っていると思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） ということで、私の調べた限りでは、むつ市としては海岸というものについて特にビジョンはないというふうに思いました。

そこで、私はやっぱりそれなりに、今はジオパークとか下北半島全部をいろんな公園的なものにして、そしてPRしていこうというふうな立場に立っているのであれば、都会の方はどういうものを求めてくるかということを考えたり、県がその

冊子の中でいろいろ調査をしているのです。その中で一番多かったのが、身近な海岸のイメージということで調査したら、自然のままの砂浜というのが一番多かったのです。やっぱりそういう砂浜というのを求めているのではないかなというふうに思うのですが。そういう意味では、やはり市として海岸をどうしていくのかというふうなビジョンというのもしっかり持つ必要があるのかなというふうなことはつくづく感じました。そういう意味では、こういう県の動きというのもきちんと見ながら、むつ市としてはそれにどう物申していくかというふうな立場というのをしっかり持ってほしいなと。

今全国では、自然共生型海岸づくりについてと、いろいろの提案する団体も出てきておりますので、ぜひそこのところ、むつ市としてはビジョンを持つように、これは要望しておきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。財政の問題であります。財政の問題については、市長のほうも国だとか県の財政状況、いろいろ知識はおありで、十分現状を認識しているかなというふうに思います。例えば下北医療センターのほうの運営方針の冒頭では、市長は、平成26年度末における国と地方の長期財務残高は1,000兆円を超えると、今GDP比では先進国の中で最悪の水準となっているというふうな、そういう施政方針を述べ、国は大変だと。実際国は今現在GNPの2.4倍の借金を抱えているというふうなことで、本当に先進国の中では最悪の状況です。

そこでお聞きしたいのですが、それでは青森県の財政状況について、市はどういう認識でしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 青森県の財政状況ということですが、私個人は認識といたしまして

は、これまでかなり厳しい財政状況をしてきて、財政調整基金をかなり使ってきたと、これまでためてきた基金を。ある程度一定の基金がなくなったということで、県のほうも非常に危機感を覚えまして、それで財政の健全化に向けてかなり取り組んできたということで、その成果があつてか、財政調整基金を取り崩さなくても済むような予算編成ができるように今ではなってきたというふうに認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 今部長が述べたように、国も厳しい、県も厳しくて、財政健全化計画をつくって、そして何とかやりくりして改善に向けて努力しているというふうな状況である中で、もし国とか青森県のほうの財政がそれなりに豊かであれば、市が大変だから県に何とかしてほしいとか、国に何とかしてほしい、こういうのがずっと例えば融通がきくというふうなことがあろうかと思いますが、残念ながら今は国も厳しい、県も厳しい、しかも今度はむつ市も厳しいということで、それこそ財政問題というのは自分の自助、公助ではないですけれども、自力でしっかり立て直していくというふうな考え方が本当に必要だなというふうに思っております。

そこで、答弁のほうでは、計画をつくるのに時間がかかるというふうな答弁であったのは、やはりそういう問題ではないと私は思っております。大変だからこそ、時間というか、これは人力、人の力をかりれば時間は短縮できるのです。そういった職員の英知を集めて、それこそ1人の力では何年もかかるけれども、100人の能力を合わせれば、それこそ短時間でできる問題ではないかなと私は思っておりますので、その考え方を再度市長にお聞きしたいなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私自身は、計画そのものを

つくること、これも非常に重要ですけども、それよりもまずやはり実行するというに意味があるというふうに思っております。

我々は財政中期見通しというもののの中で5年間の財源対策項目を出させていただきました。その一つ一つを見ていただければ、これを5年以内にやるということはほとんど約束されていることでありますし、その中で例えば公共施設の管理計画については、これは今計画をつくってやっています。この計画をつくるのだけでも、これ2年がかりで今やっているわけですから、こういうものを含めて財政健全化計画というものをしっかりとつくる、作り込むという作業をすることに注力を注ぐよりも、一つ一つの項目を実行していく、そのことによって計画をつくって実行していくのと同じような効果があるというふうに考えています。

さらに言えば、青森県の話出ましたけれども、青森県の財政健全化計画というものがあります。これは、青森県行財政改革実施計画というものでありますけれども、ではこの計画の精度を見れば、ほとんど我々の財政中期見通しと変わるところはございません。ですから、私どもは財政中期見通しということをはば財政健全化計画というふうなことでみなして、一つ一つの項目について市民の皆様のご理解を得ながら、そして議会の議決を得ながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市長のほうでは、議会の理解を得ながら、市民の理解を得ながらと言うのですが、やはりその理解を得るには情報提供なのです。青森県は、そういうふうな問題はあろうかと思いますが、私は100%評価するものではありませんが、それなりに基本的な手順は踏んでいるなというふうに思います。大体平成15年あたりにその改

革の委員会を立ち上げて、そこで計画をつくって、それに基づいてずっと進んできているのですが、情報公開という点では、結構青森県は県内でもトップクラスの公開をしていて、今現在でも年2回、青森県の財政事情ということで公表しているのです。ところが、むつ市の場合は、そういう意味では我々に示されたのは財政中期見通し、それだけなのです。

青森県の場合は、なぜ今まで財政が悪くなったのか、原因は何なのか、そこのところをきちんと公開して我々にもわかるように提示してくれているわけです。それなりに努力しているなど。また、これだけいろいろ調査分析して結果を出されれば、それこそ青森県の皆さんもこのとおりに動かざるを得ないなというふうに思うぐらい、それなりにきめ細かな情報提供を我々にしてくれております。やっぱりそこのところを市長としては基本的にはしていくべきではないでしょうか。財政中期見通し、そういうことだけではなくて、そこのところを情報提供という点でもっとしっかりしてほしいなというふうに思いますが、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員は、非常に青森県の財政計画に対して高い評価をしているというふうに私は思うわけですけども、そういった内容のことは、この財政計画には書いてございません。それは、事実認識が私は異なるというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 青森県は公表しているのです、いろいろ。どうして青森県の財政はこうなったか。例えば岩手県との比較では青森県はどうかとか、そういうやっぱり現状分析していつて我々に公表している。むつ市はそこのところがちょっと足りないなというふうに思うのです。そこのとこ

ろの情報提供をしないで市民に理解をお願いするというのは、なかなか市民としても無理があるかなど。

来年いきなり59本の議案ですか、値上げがぼんとされて、これで理解してくれ、財政が大変だ、再建団体になるかもしれない。これすごく抽象的な言葉だけのものしか住民には情報が入っていないのです。だから、そのこのところ、住民が本当にむつ市は大変だったのだと、また今むつ市長はこういう形で取り組むから、何とか市民、お願いしますというふうな、そういうものがやっぱり足りないのではないかなど。そういう意味では、やっぱりきちんと財政健全化計画というものをつくらせよ。それこそ時間をかけないでイの一番につくって財政健全化に動かなければいけないというふうに思うのです。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私は、その点についても全く事実認識は異なるというふうに思っています。我々の財政状況については、市のホームページでも公表しておりますし、また広報むつ、これまでは市政だよりのほうで毎年予算、決算についてしっかりと報告させていただいています。

また、ことしになってからでありますけれども、広報むつの特集で「むつ市の財政」ということで出させていただいております。それに先立っても、そもそも我々のところでは、この3年間で30名を超える職員の定数の削減、そしてむつ市長を初め管理職の職員の給料、管理職手当の削減、そして一般職の職員の給料の減額、そういったことを事あるごとに広報させていただいておりますし、そういった中でむつ市の財政が非常に厳しい状況にあるということは、市民の皆様のご共通認識として私はあるのではないかと、そのように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市長のその公表しているというのは、あくまでもフローの情報だと思うのです、平面的な、今現在。ぱっと時間を2015年3月で切ったと、その現状の財政がこうだよと。確かに広報むつに決算の状況とか載っておりますが、やはり市民が知りたいのは、なぜそういう経過になったか、財政が厳しい経過になったか、そこら辺の分析というのが足りないよと私は言っているのです。そのこのところ公開を、市のほうとしてしっかりと財政分析をして、こういうやり方をしてきたから今があって大変になったのだと。そういうやり方をこれからこう変えていきますよというふうなものがないと、ただ大変だから値上げする、職員の給与をカットする。では、その来年の値上げでその分2,000万円、これでもう財政の改善が達成されるのかと、これは全然市民はわからない。そのこのところが見えるような情報提供をきめ細かにぜひしてもらいたいなというふうに思うのです。そのこのところ、もう一度お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 原因は何かということについても、これはまずはやはりこの議場で繰り返し私は皆さんと議論している部分があると思いますし、それを超えて、今回財政中期見通しの中の財源対策項目ということが、これがまさに今までの財政を悪化させた原因であるというふうに認識しているからこそ、この項目に掲げて、そしてこれを1つずつ精査をしたうえで財政計画をつくるのと同じような効果が出るように対策をしていこうというふうに考えているわけですので、そういった部分でのご理解を賜りたいと思います。恐らく議場にいる議員の皆様は、ご理解いただいていると思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 青森県のほうは、これは青森県は私100%、さっき言ったように評価はしてい

ないけれども、それなりに基本的な手順を踏んでいると。例えば財政危機の現状と要因、財政危機の現状、危機への経緯とか、関係主体のかかわりとか、それなりにやっぱり現状分析、過去からどうして今現在こうなったかというのを、それなりに県としてもまとめるということをしておりまから、そこがない限り、それこそ過去に目を閉ざす者は未来にも盲目だというふうな言葉はもうあちこちで言われておりますものですから、それこそ今まで合併の総括をしると言っても総括ができないというふうな市長の答弁であります。そういう意味では本当にいろんな意味で総括、いろんな意味で過去の点検、そうした計画を立てたからこそ青森県はそれに基づいてローリングができるわけです。どうして計画どおりいかないか。ではどうしたらいいか、それができるのです。

今むつ市の場合は、財政中期見通しで赤字になる計画なのです。これこのまま行きますと、赤字になる。どこで点検してローリングしていくか。そここのところができない計画になっているわけです。だから、そここのところをもう少しわかるような財政健全化計画というのをしっかりつくってもらいたいというふうなことを強く申し述べて次に移りたいと思います。

TPPについてであります。部長の答弁では、なかなか情報が足りないというふうな答弁でありましたが、先日各マスコミは、首長アンケートというのを公表しておりました。むつ市長のほうではどちらとも言えないというふうな、そしてノーコメントのような回答でありましたものですから、どちらとも言えないということは、TPPについては皆目私は情報が不足しているからさっぱりわからないというふうな意味で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

何か皆目見当がつかないと言われると、非常にあれなのですけれども、そういうことではなくて、本年10月15日に共同通信社からTPPが大筋合意したということを受けて、「内容に賛成ですか、反対ですか」という話がありました。賛成か反対かということを考えるときに、市ですから、むつ市にとってプラスなのかマイナスなのかということを考えなければいけないということだと思っています。そういった中では、情報がまだ不足しているということで、どちらの可能性もあるということで考えましたので、「どちらとも言えない」というふうに回答をさせていただきました。TPPに関して言えば、大筋合意された段階でありまして、国から市に対して詳しい情報提供や説明がなされておりませんので、そういった回答にならざるを得なかったのかなというふうに思います。

それで、今農林水産省から出ている情報がどういう情報かという、例えば農林水産品に関して言えば、「品目毎の農林水産物への影響について」というものが、これ11月に出されています。当市の関係でいくと、例えばホタテに関して言えば、日本が輸出先になるようなところで言えば、メキシコですとかカナダ、チリ、こういうところが関税を撤廃すると、こういうふうなことを言われています。さらに輸入量と輸出量を見れば、これ何千分の一しか輸入のほうは多くないという状況ですから、恐らくほとんどホタテの産業についてはTPPは影響はないのではないかということが言える。

一方で、米なんかを見てみますと、これはやはり既存のWTOの枠が77万トンあるところを、それに加えて国別枠が設けられて、アメリカが2万トンふえる、あるいはオーストラリアが0.24万トンふえるということですから、確実にほかの国からのお米が入ってくる可能性がある。そうすると、

米価は下落します。ただ、むつ市内のお米をつくっている方々が自家消費以外にどれだけ流通させているかということにもこれは影響あると思えますし、そういう意味では青森県全体に影響あるかもしれませんがけれども、その影響についてはまだ試算ができる状態にはないということでありませ

す。  
私は、思想信条に基づいてTPPが賛成か反対かということを行っているのではなくて、こういったデータに基づいて考えたとしても、現時点では賛成とも反対とも言えない。逆に、ではパイナップルですかオレンジですか、むつ市でつくっていないものは、これ安くなるわけです。安くなれば消費者としてのメリットは享受できるわけですから、その部分はむつ市民にとってもプラスであると。

そういったトータルで考えたときにTPPをどう評価するのかということに関しての情報が不足しているということでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 平成22年11月の議会で工藤孝夫議員が、同じくTPPを取り上げたのです。そのときの市の答弁は、むつ市はダメージを受ける可能性があって、むつ市では年間80トンの出荷をしている市内の水稻農家169戸は、高率な関税に保護されてきた米の関税が、撤廃されることによって影響が想定されると、あと市内の肉用牛繁殖農家68戸が年間出荷する約540頭の市場価格の低下が見込まれて、さらには年間約7,436トンの生乳を産する酪農家28戸においても、かなり影響があるというふうに、結構具体的に書いておるわけです。やっぱりそのところを私はぜひとも市としてはしっかり認識してもらいたいというふうに思うのですが、このところの答弁については、これは平成22年で5年経過しておりますが、5年

経過して、ここで答弁した内容は、全く今は影響がないというふうな形になっているのか、それともこのときの答弁は、やっぱりそのまま生きてい

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 大筋合意の内容ができてからの答弁ではございませんので、その時点の懸念だというふうに考えていただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 懸念というか、大筋合意は先ほど冒頭で言ったように、自民党自身の公約にも違反して、国会決議にも違反するような関税撤廃というのを、例えば500あるうちの絶対譲らないというのについては、500あるうちの180ぐらいはもう譲ってしまったとかということで、市長が懸念と言ったのですが、既にもうこういう形の影響というのは十分懸念というレベルを超えて予想されるのではないかなという立場で、私はむつ市政は取り組んでもらいたいというふうに思うので

す。  
そこで、情報がなかったことであって、これから特に、ではむつ市としては今のところはTPPに対してどうするというふうな考え方はないということで、これはちょっと確認してよろしいでしょうか。今の段階では、特に持っていないということ

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何かいつも何もやっていないという雰囲気の間かれ方をして、何もやっていないというふうに閉じられるので、非常に我々困惑しているのですが、何もやらないということはありません。もう具体的には、10月22日に青森県の市長会として知事と、それから県議会議長らと共同で農林水産大臣に対して、政府において農林



漁業者、関係者などに対し、迅速かつ十分な説明を尽くすことなど、あるいはその影響がどれぐらいのものなのかということについて具体的な数字を出してほしいだとか、そういった要望は既に行っておりますし、こういった形、これはむつ市だけの問題ではございません、各市町村の問題でもありますので、そういったところと連携をして国からの情報収集に努め、最終的に我々として対策すべき問題があれば、それはしっかりと対策を講じていくと、そういうことだと思っています。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） TPPに関して、岩手県の知事は、早速もう記者会見で具体的な対策を示せというふうな記者会見を11月27日ですか、行っているのですよね。「政府が決定した環太平洋連携協定対策大綱について、国に対し来週にも国内の影響や対応策を示すよう要請することを明らかにした」と。当然今の段階では、多分知事はもう要請しているのだろうと。達増知事は、「コメや牛肉、豚肉にマイナスの影響があることを示し、その対策が出てきた点は一定の評価をしたい」とした上で、「TPPの大筋合意の内容を、きちんと明らかにし、より具体的な対策を出してほしい」というふうに記者会見で述べたということであります。ですから、市長が先ほど答弁したように、ぜひともやっぱり市としても、先ほど言ったように、牛を飼っている方、乳牛、肉牛を飼っている方、米をつくっている方、そういう方が不安に思っていることですから、ぜひとも声を上げてほしいなというふうに思います。

それと、今TPPは、私冒頭で言いましたが、WTOというか、ガット、WTO、そういうことを経て、貿易自由化については結構なレベルでもう自由化になっているのです。このTPPについてはこれからの課題というのは、そういう農産品ではなくて、やっぱりサービスのほうに移るかな

というふうな、そういう報道があります。例えば政府調達という項目があるのです。これは、各自治体がそれこそいろんなものを調達する、それから一般競争入札をする。そういった場合も、このTPPを結べば規制されるというか、例えばむつ市は地元の業者を優先したいというふうなことを言っても、もうそれは通用しないよというふうなところまでチェックされるというふうな項目も盛り込まれております。ですから、このTPPというのは、もう農産品だけではない、医療とか、知的財産、金融サービス、さっき言ったように地方公共団体のいろんなやり方、あと競争政策だとか国有企業だとか指定独占企業、あと労働だとか環境、いろんなものに及ぶということで、ぜひとも市長としてはこのTPPの情報をしっかりと収集して、むつ市に影響がないように事前に対策をとってくださることを強く要望して一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎目時睦男議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 社会民主党の目時睦男であります。むつ市議会第226回定例会に当たり一般質問を行います。

昨年入院した際の治療の影響でしょうか、お聞

き苦しい点があろうかと存じますが、お許しをいただきますようお願い申し上げます。

合併から10年の節目の本年、10月4日に行われた市議会議員選挙において、多くの市民の皆様からご支持をいただき、4期目の議席を与えてくださったことに、この場をおかりし感謝申し上げます。ありがとうございました。また、市長初め理事者の皆さんにおかれましては、元気なむつ市をつくるため引き続き努力する所存でありますので、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私は、今回の選挙の結果から、2つのことを感じております。その1つは、市政への期待感が薄れ、政治に不満を感じてのあらわれなのか、旧町村からの候補者が全員前回の得票を下回ったことでもあります。

2つ目は、合併前後を含め、投票率が過去最低であったことでもあります。このことについては、我がむつ市において、行政、議会が今後機会あるたびに議論を重ね、市民に信頼され、期待されるよう努力していくことが求められているのではないのでしょうか。

それでは、3項目9点について一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、明快で前向きな誠意ある答弁をお願い申し上げます。

質問の1項目めは、マイナンバー制度について伺います。本年10月5日から、住民登録のある全ての日本人と在留外国人に、これまでの住民基本台帳カードにかわって12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーがつけられることになりました。この個人番号制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものとのことでもあります。この個人番号通知は、11月中に対象者全員に郵送によ

り通知されるとのことでありましたが、トラブル等から、地域によってはおこなわれているところもあるようであります。

このマイナンバーについては、来年1月1日から個人番号カードの交付が始まる予定となっているわけであります。むつ市は、既に交付のためのシステム改修を初め諸準備を完了しているものと思います。この制度の市民への周知については、広報むつ等で市民に広報しておりますが、率直なところ、手続を含め十分に理解されていないのが実情であります。

市は広報の中で、マイナンバーの導入により所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を免れることや給付を不正に受けられることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、負担が軽減され、また行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスを受けることができ、情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減され業務が効率化される、市民の利便性が高められ、公平かつ公正な社会が実現されるとの効果を挙げておりますが、市民の中には5月に発生した日本年金機構の125万人に上る大規模な基礎年金番号漏えい問題や、マイナンバー制度を悪用した詐欺事件につながる悪事行為が既に300件以上も発生している問題など、さらには将来個人財産を含め全ての個人情報を一括して掌握できる制度になるのではないかなど、不安や心配があるのも事実であります。

そこで、不安や心配の解消策として多くの自治体が導入しているのが事前登録型本人通知制度です。この制度は、戸籍や住民票の不正取得を防止するため、登録した人に限ってですが、第三者や

代理人など本人以外の方が戸籍などをとった場合に、そのことを本人に通知する制度で、行政が持っている戸籍や住民票などが不正にとられ、それが身元調査やストーカー、振り込め詐欺などに使われていることを防止する対策であり、10月17日現在、全都道府県の70%に当たる32都道府県、503自治体でこの事前登録型本人通知制度を導入しております。

その中で、埼玉県、京都府、大阪府、香川県、鳥取県、山口県、大分県の7府県では、全ての市町村がこの制度を採用している実態にあります。残念ながら、我が青森県では導入している自治体は現在のところありません。そこで、マイナンバー制度の安全安心を確立する観点から、次の3点について伺いをいたします。

1つは、行政及び市民に対するメリット、デメリットと、デメリット解消策があるのか。あるとすれば、その内容をお示し願います。

2点目は、個人情報保護にどのような対策を講じるつもりなのか、その内容をお聞かせ願います。

3点目は、先ほど申しあげました事前登録型本人通知制度を導入する考えがないか。

以上、3点について伺いをいたします。

質問の2項目めは、貸切バス新運賃制度運用対策についてであります。この新運賃制度運用による高校通学バス貸切料金値上げ問題について私は、6月定例会の一般質問で取り上げ、負担軽減策として支援金給付を求めたのでありますが、その際の宮下市長の答弁は、子育て支援として必要性を認めつつ、料金改定は不合理な部分があるので、地理的特性や交通環境など、地域性を考慮した制度改正を国に要請していくとの趣旨答弁でありました。

私の一般質問の後、通学バスを利用している父母の皆さんが、青森県とむつ市に対し、貸切料金

値上げ相当分を3年間補助していただきたい旨の請願署名活動を6月下旬から行い、短期間の取り組みであったようではありますが、9月10日、6,455名の賛同署名を達成、宮下市長に直接要請したことを聞いておるわけであります。

この要請に対し宮下市長は、今の料金制度は合理的でないところがある、同じ悩みがある市、町や県とも連携し、国に要望していくとの報道がされております。この市長が言っていることの意味は、本市のような過疎地域や、ぎりぎりの生活をしている家庭、いわば弱い立場の人に強くあらわれていることに交通、教育など行政の縦割りを超えて政治が目を向けるべきとの考えからの解釈と私は理解をしておるところであります。

そこで、この問題について次の3点について伺います。

1つは、教育の機会均等についてどのような考えをお持ちなのかお知らせを願います。

2つ目は、関係団体からの要請を受け、今後どのような対策を講じるのかお示し願います。

3点目は、特別措置法等の改正見通しと、その間どのような対策を講じるのか伺いをいたします。

最後の質問は、各種選挙についてであります。質問の冒頭、今回の市議選結果に対する所感を述べましたが、今回の市議選での投票率を見ると、合併前の昭和34年以降、最高の投票率であった昭和54年の87.68%と比較すると、実に25%も低下をしているのであります。その中でも特徴的なのは、20代から30代前半の若年層の投票率が40%台と、2人に1人が棄権しているとのことであります。この傾向は、単に市議選に限ったことではなく、国政選挙を初め、あらゆる選挙の投票率が右肩下がりに低下をしているのであります。

そうした中、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げとなりました。この選挙権

年齢引き下げによる選挙が来年行われる参議院選挙から実施をされるのでありますが、年齢引き下げによる本市の有権者が、全体の2%に当たる1,000名がふえ、それによって有権者が5万1,871名となるとの前回の東議員の質問に対する答弁でありました。

政治への参加を高めるためには、投票率向上の取り組みが重要であると思います。選挙権年齢が引き下げられたこともあり、若年層に政治に関心を持たせる取り組みが、より重要性が増していると思います。その取り組みの成果が投票参加に結びつき、結果として投票率向上につながるのではないのでしょうか。

投票率低下の要因は、いろいろあるだろうとは思いますが、二代表制の市政にあっては、私も議会への市民からの期待と信頼が不足していることも要因の一つであるかもしれないので、今後私も議会としても、議会活性化に、より一層努力をしながら改革に取り組まなければならないと思っておりますが、次の3点についてお伺いをいたします。

1つは、投票率低下に対する分析、検討を行っているのかであります。

2つ目は、投票率向上に向けた対策を考えているのかお伺いをします。

最後の3点目は、18歳選挙年齢引き下げに選挙管理委員会としてどのような対策を行っているのかを含め、市長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、貸切バス新運賃制度運用対策についての

ご質問の1点目、教育の機会均等についてどのような考えを持っているのかについてお答えいたします。

教育の機会均等については、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めのある憲法上の価値であり、具体的な責務は教育基本法等に定めがあるところであります。この教育の機会均等については、市のみがその責めを負うのではなく、公的機関としては国、そして県もまた同様に国民の教育を受ける権利を擁護しなければならないことは論をまちません。そして、高等学校教育については、まずもって県の果たすべき役割であると考えています。

高等学校教育については、現在青森県立高等学校将来構想検討会議において、そのあり方が議論されているところであり、この中で通学が不便な地域の高校生に対する配慮について、本市としても要望したところであり、今後の県の当該検討会の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、関係団体からの要望を受け、今後どのような対策を講じるのかについてであります。去る9月10日、大畑町スクールバス連絡協議会の皆様より、スクールバス通学費に対する支援措置について要請を受けたところであります。

むつ市議会第224回定例会において、目時議員の一般質問も答弁いたしましたとおり、ことしに入ってから、私は機会あるごとに国土交通省東北運輸局を訪れ、料金改定にかかわる情報交換を行うとともに、制度改正による家計の負担が増加している現状を同局を通じて国土交通省に伝えておりますし、県選出国會議員にも現状を伝えているわけでございます。

これら一連の私の要望活動の経過を大畑町スクールバス連絡協議会の皆様に対しましてもご説明

させていただいたところであり、さらに去る12月3日にも、同じく国土交通省東北運輸局を訪問し、ことしに入ってから3度目の協議を行ったばかりでございます。これら3回にわたる協議の中で、私は長距離バスの安全対策を講ずるための距離と時間制の運賃であることに一定の理解をしつつも、国策として政策に協力するという面もあった合併を進め、効率よく自治体経営を行っていかうというときに、今回の料金改定は国全体の政策としてバランスがとれているのか疑問であるともその疑問をぶつけています。

また、そもそも深夜長距離バスの事故を受けての措置が、なぜスクールバスにまで及んでいるのかという点について、政策の対象が思いがけず広がっていること、そしてその効果も限定的であることについても主張をしています。

さらには、当地の事情として通学バスの運行距離が長いことにより、その運賃の値上げ幅がかなり上昇しており、場合によっては1人当たり9万円から11万円、総額にして25万円も1人の親が払うことになっているという点、そして義務教育としての小・中学校の市のバス負担が2,300万円上昇している点、これらについてはむつ市の平均所得との関係で個人負担がたえがたいものになっていることや、市の財政状況から見て負担が過大になっていることなどについても丁寧に説明をさせていただいております。

さらに、もとより公共交通機関が脆弱であるためスクールバス料金が上がった結果利用者が減り、スクールバスそのものが運行しなくなった場合があることや、親御さんが通勤する際に1時間もかけて自家用車で通わせているケースがあることなど、その時々地域の声も伝えております。

加えて、国土交通省がこういった地域の声を受けて行った貸切バスの制度改正後の状況に係る調査においても、当市の考え方の詳細を伝えており

ます。

これに対し東北運輸局は、「運賃体系の変更はそもそも安全第一という趣旨から始めた制度である一方、広域合併を奨励したのは総務省であり、本省の国土交通省だけではなく、総務省や文部科学省を巻き込んだ議論を進めようと思っている。時間はかかっているが、少しずつ前に進んでいることを理解してもらいたい」と話しております。

スクールバスが通常の貸切バスと同様に分類されるという現在の措置は決して合理的なものではなく、同様の考えを持つ市町村とも連携をしながら、大畑町スクールバス協議会の要請を重く受けとめ、今以上に料金が下がるような仕組みづくりに取り組んでいただけるよう今後も要望してまいります。

次の具体的な段取りとしては、年明けには国土交通省の政務や、あるいは国土交通省本省の自動車局に対する要望について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、特別措置法の改正の見通しと、その間どのような対策を講じるのかについてであります。このたびの料金改定は、法改正あるいは特別措置法の施行ということではなく、現行の道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金の変更命令の公示であり、平成26年4月1日から施行されております。

この貸切バスの制度改正は、全国に波紋を広げたようでありまして、制度改正直後から北海道や宮城県、茨城県、石川県、岐阜県などからも当市と同様の申し入れが国土交通省に行われていることなどを背景に、本年の9月には全国の運輸局がバス事業者に対して貸切バス制度改正後の状況に係る調査を実施したところであります。この調査は、制度改正による事業者の安全意識の醸成等の質問のほか、制度改正後の自治体、学校、そして消費者等の反応について記載を求めるものであり

ます。

調査項目の一例を示しますと、制度改正後、安全を優先とした事業経営の徹底や社内の安全意識の醸成はなされているか、制度改正後の運転手の反応はどうか、制度改正後の旅行者の反応はどうか、制度改正後の自治体、学校のスクールバスや修学旅行等に対する反応はどうかなどが挙げられます。

子どももスクールバスとバスツアーは運行形態が本質的に異なるがゆえ、国においては地理的特性、地域の交通環境などを考慮した対策を検討していただきたい旨を回答に加えていただいたところであります。

スクールバス料金の上昇のみならず、通常のバスツアーの料金の上昇に対しても不満が生じるなど、制度改正を望む声が高まっていることは事実であり、引き続き情報収集に努めながら要望活動を展開してまいりたいと考えております。

また、去る10月15日、青森県立高等学校将来構想検討会議の中間取りまとめに関する意見交換を青森県教育庁と行ったところであり、その際、地理的な要因から、高等学校への通学困難な地域及び教育活動への参加が制限される地域に対する通学環境の充実については、県が主体となって取り組むべき案件であり、その旨しっかりと将来構想に明記すべきである旨を申し入れております。

次に、各種選挙についてのご質問は、選挙管理委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長

登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 日時議員のご質問にお答えいたします。

まず、各種選挙についてのご質問の1点目、投票率低下に対する分析、検討を行っているのかについてであります。近年の投票率に関しまして

は、特に国政選挙では平成25年の参議院議員通常選挙、翌平成26年の衆議院議員総選挙においては青森県は2年連続で全国最下位となったことは記憶に新しいところであります。

投票率低下の要因といたしましては、投票日当日の天候や有権者の選挙への関心の度合い、政治選挙離れなどさまざまな要素が総合的に影響し、結果として投票率の低下となっていると考えられているところでご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問の2点目、投票率向上に対策を考えているかについてお答えいたします。投票率向上対策といたしましては、昨今の投票率低迷を受け、青森県選挙管理委員会として今後の取り組みの方向性についての試案の中で、特に投票環境の向上として期日前投票所の大型商業施設への設置が有効であるとし、各市町村選挙管理委員会に対して要請がなされ、また国の総務省の研究機関である投票環境の向上方策などに関する研究会でさまざま検討を重ねており、3月の中間報告の中でも平成15年の制度創設以来有権者に定着しつつある期日前投票所については、利便性向上や環境改善を図るうえで大型商業施設へ設置するなど、期日前投票所の投票環境を向上させる取り組みをさらに広げていく必要があるとの報告がされております。

このような状況から、当選挙管理委員会でも検討のうえ、施設側と協議をさせていただき、6月の青森県知事選挙で増設したところであります。

定着しつつある期日前投票所ではありますが、増設により有権者への投票環境の向上に役立つとともに、投票率低下の下げどまりになっているものと感じておりますので、今後さらに定着することを願っております。

なお、4月に行われた青森県議会議員一般選挙から有権者がほぼ毎日買い物する際渡されるレシートに着目し、このレシートに投票を呼びかける

メッセージを入れてもらうことができないか思案し、市内スーパーへ打診したところ、1社から協力を受託していただいたほか、他の1社は、レシートでなくチラシへの掲載は可能とのことでありますので、協議のうえ実施させていただくことにし、以降さきの市議会議員選挙まで実施していただいたところであります。

このほか、市の施設においては、しもきた克雪ドームの電光掲示板を活用した選挙啓発を行ったほか、図書館では県知事選に合わせ、選挙に関する図書や、いわゆる選挙七つ道具などの陳列を行っていただき、来館者への選挙啓発を行っております。

また、9月に開催されたあおもり10市大祭典に合わせ、県選挙管理委員会と連携し、常時啓発として会場入り口前で風船やクリアファイルを配布したところあります。

このように、投票率向上に向け少しずつではありますが、当選挙管理委員会が独自に試みたり取り組みを紹介させていただきましたが、今後もこのような取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次のご質問の3点目、18歳選挙年齢引き下げにどのような対策を行っているのかについてお答えいたします。公職選挙法が改正され、平成28年6月18日施行となり、今のところ平成28年夏の参議院議員通常選挙から18歳以上の有権者に選挙権が与えられる予定となります。総務省では、有権者となり得る高校生向けの副教材を文部科学省と連携し、「私たちが拓く日本の未来」と題し作成しているほか、指導者向けの副教材も作成し、11月から全国の高等学校へ配布しており、今後高等学校における主権者教育の充実が図られるものと考えます。

なお、青森県選挙管理委員会では、若年層の政治、選挙に対する意識向上に対する取り組みとし

て、県民の政治、選挙に対する意識の向上を図るため、県内の学生と協力し、若い有権者を対象とした「ヤングフォーラム」や、一般有権者を対象とした公開講座などを開設するほか、将来の有権者である子供たちの意識を醸成し、学校教育と連携した啓発活動である明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加及び児童・生徒が選挙の重要性などについて学習し、政治や選挙に対する関心を高めるため実施している選挙出前講座を平成27年度から、高校生向け講座は県が実施し、小・中学校向け講座は市町村選挙管理委員会が実施することとしておりますので、今後一層の普及拡大に取り組んでいくこととしております。

また、当選挙管理委員会としては、これまでも新有権者に対しては成人式に合わせパンフレットを配布しておりますほか、昨年度は模擬投票を実施するなど周知啓発活動を行っております。今後もパンフレットなどの配布や模擬投票を実施するとともに、国や県の啓発活動の動向を注視し、連携した啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度市長部局において「高校生元気ふるさとアイデア選挙」と題し、ふるさとに誇りを持ち、元気に暮らしていくために役立つアイデアを募集し、提案された中からよりよいアイデアを選ぶため、高校生自ら模擬投票で複数を決定し、政策提案をしていただくなど、若い世代の市政参画を促すことで選挙権の年齢引き下げに伴う主権者教育の一環として役立つものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） マイナンバー制度についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、行政及び市民へのメリット、デメリットの有無と解消策についてと、2点目の個人情報保護に具体的対策を講じているのかにつ

いて、一括してお答えいたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のメリットといたしましては、国では3点あるとしております。

1点目は、公平公正な社会の実現でありまして、これは所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになるということです。

2点目は、国民の利便性の向上でありまして、これは添付書類の削減により行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されるとともに、行政機関が持っている自分の情報をパソコン上で確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになるということです。

3点目は、行政の効率化でありまして、これは行政機関や地方自治体などでさまざまな情報の紹介、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に軽減され、また複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになるということです。

具体的に市民の皆様と行政にどのようなメリットがあるのかと申しますと、市民の皆様へのメリットといたしましては、例えば市へ転入され社会保障関係の給付を申請する場合、その受給資格を証明するために源泉徴収票や納税証明書、所得証明書などの提出が必要となります。これまでこれらの資料を税務署や年金事務所、または以前お住まいの自治体などから入手して提出する必要がありましたが、情報連携が始まれば、申請される方が市の窓口申請書を提出すると、窓口職員が情報提供ネットワークを通して必要な情報の提供を受けることが可能となりますので、添付書類が不要となり、手数料の負担も軽減されるといったメ

リットがあります。

行政側のメリットといたしましては、これまで来庁者の方に窓口で一度説明し、証明書類を添付して再度来庁していただくという2度の対応が必要でありましたが、これが1度で手続が終了するため、事務の効率がよくなることが挙げられます。

一方、デメリットにつきましては、個人番号を使って情報が不当に集められ、漏えいした場合の被害が大きくなるのではないかと懸念がされておりますが、マイナンバー制度では、そのようなデメリットを解消するため、個人情報保護対策として、制度面とシステム面の両面から保護措置を講じております。

制度面では、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の収集、保管、ファイルの作成が禁止されているほか、情報漏えい等に対する罰則もこれまでの個人情報のもより強化されております。

システム面では、個人情報を国で一元管理せず、各機関に分散して管理することや、情報連携の際にデータを暗号化するなどの対策がとられることになっており、市といたしましても、国の対策に準じた個人情報保護対策を講じていくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） マイナンバー制度についてのご質問の3点目、事前登録型本人通知制度の導入の考えはないかのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおりこの制度は住民票や戸籍の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実を通知する制度であります。平成21年ころから一部自治体で実施し始めた制度であります。青森県内ではいまだ施行した市町村はござい



ません。当市においても、今後法務局等からご意見を伺いながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。質問と若干再質問が前後しますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、貸切バスの新運賃制度運用対策について再度お尋ねをいたします。先ほどの市長の答弁を聞いて、国に対して精力的に要請をしているということについて、ありがたく感謝を申し上げたいと思います。

そういう中で、答弁の中で、国が縦割りを超えて関係する省庁が連携をしながら、この我々のむつ市のような広範囲のというか、通学距離の長い地域への対応について、国としてどのような措置を講じることができるのか検討していくという意味の答弁であります。そういう中で、この制度の行政に対する国の検討の結果が見通しとしていつごろ結果が出るという想定をしているのか、もう一つは、そういう検討の期間、国の対策が出る間、市として来年4月からまた新しい高校生が生まれてくるわけでありまして。在校生の子供を持っている父母の方々への対応も含めて、この軽減策というか、これについては、市としてその間どのような取り組みをするつもりなのか、この2点について再度お尋ねをいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 一つ一つについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、要請に対する国の制度改正がいつごろ行われるのかということについては、私としてはこれは法律に基づくものではなくて、命令というか、そういったものに基づくものですので、速やかに改定をしていただきたいと思いますという旨を繰り返し主張しておりますし、また遅くとも来年度までには何

とかしていただきたいということで、これからも強く要望をしていきたいというふうに思っております。

それから、それまでの間の市の対応ということではありますが、冒頭私は教育の機会均等というところで述べさせていただきました。市としては、既にそのスクールバスの料金、これは小・中学校分で昨年度よりも2,300万円、これふえているわけでございます。それについては、これは去年の予算の段階で、即決ということではないですが、議論した結果、やはり負担をかけるのはおかしいだろうと。ほかの自治体の中では、小・中学校のスクールバスに費用負担を求めているところもあるようでありましてけれども、我々としては今までの統廃合の経緯も踏まえると、このまま無料でいくべきだという判断をして、これは全額負担をしているというような状況でありますし、そういった意味では、市として果たすべき役割という点においては、これは私は十分に果たしているというふうに思っております。

ただ、高等学校、これは県だという言い方を冷たくするというのではなくて、ただやはりここに住んでいる方々の親御さんたちの負担ということでもあります。親御さんにしてみれば、バスの料金も、それから学校の教材費も、学校の教育費も、それ全て教育負担という意味では一緒ですから、そういった部分を考えて、これからも繰り返し要望活動、ただ持って行って、下げてくださいと言うわけではなくて、やっぱり論点をしっかりと整理したうえで一つ一つ詰めて行って、誰にも反論できないような形でこれからしっかりと国土交通省に対して要望をしていきたい。そのことによって、できれば早急に結果を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番(目時睦男) 今の答弁で、国の制度改定を、取り扱いを考慮する間の市としての対応はなかなか不可能だという捉え方を今の答弁の中でするわけではありますが、今市長が言っているように、小・中学校の通学バス等々については、私はこれまで学校統廃合の過程の中で地域なり父母の皆さんが統合するに当たってはこういう措置を、スクールバスを運行していただくことによって了解していこうとか、そういう経過の中で導入をしてきているという私は理解をしています。そういう意味で、教育の機会均等という面からしたときに、市長が言っていることについては私と同じ考えを表明していただきました。

先般県の高校再編計画の議論の中で、当むつ市の一番遠い脇野沢が重点地域と、今後県が検討していくに当たって、そういうことも報道されているわけではありますが、今教育の問題については、特に国・県が、この近代的な教育を確立していくという中で、例えば教科書の無償配布をしていくとか、そういう経済の貧困の差によって教育の機会を失うということを防いでいこうではないかということ、発展的な状況の中で対応してきただろうと思うのです。そういう面から見た場合に、この通学バスの父母の負担という貸切料金のことについては、国の制度を求めながらも、我がむつ市が置かれている状況、行政面積が県内一広域化している、交通手段の利用が余儀ない地区の高校生が多い、そういう中での通学経費の負担増ということについては、均衡ある市政の発展を考えていったときに避けて通れない課題として捉える必要があるのではないかと。

そういう面では、きょうの一般質問にありました厳しい財政の事情については、少なからず我々も理解をするわけではありますが、今後市においては、将来のむつ市を背負っていくこの若い高校生に対する配慮という面から、最優先課題として

この点について今後も鋭意検討していただくことを要望しておきたいと思います。

次に、マイナンバー制度について簡潔にお伺いします。先ほど答弁いただきました。個人番号の通知書が、きょうの報道にあるわけではありますが、この通知書の未配布というか、全国で90万通以上があるという報道がきょうされております。既に私も11月に郵便で配達をいただきました。そういう中で、我がむつ市の通知書を交付される該当者には全員配布になったのかどうか。もしも配布になっていない分があるとすれば、何通配布がされ、今後どのような対応をとっていくのか。

2つ目が、先ほどセキュリティー問題についてもお話をいただきました。十分になされていくだろうという期待もするわけではありますが、そういう中で、年金や福祉、介護、保険給付等々、今後1月から番号記載をするような様式になっていくだろうという理解をするのでありますが、その際に個人番号を記入する欄に記入しないで申請をしたときに、市としてはそれを受理するのか否か、却下をするということになるのかどうか伺います。

次には、法人、団体等、この個人番号の一括申請が仮にあったとした場合に、その前にどのような対応を市としてとっていくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○議長(浅利竹二郎) 民生部長。

○民生部長(柳谷孝志) 通知カードの配達状況とその対策ということでの再質問でございます。

むつ市管内の配達状況は、11月19日をもって郵便局による配達は全て終了しております。1週間の不在通知保管期間を経て、市へは11月30日に残りの通知カードが戻ってまいりました。郵便局へ差し出された総数は2万9,471通で、人数にして6万972名分でございます。そのうち戻ってきました通知カードの総数は1,943通で、人数にし

て2,902名分となっております。率で申し上げますと、世帯数で6.6%、人数で申しますと4.8%となっております。

その後12月7日現在までに各庁舎窓口で来庁して受け取った件数が308通、557名分ありまして、それを引いた残り、12月7日現在で1,635通、人数にして2,345名分が今現在市でお預かりしているといった状況にあります。これらの対策として、いまだ受け取られていない方々に対して、12月7日着で市役所で通知カードをお預かりしています旨の文書を発送しております。また、その戻ってきたカードの交付に対応するため、休日の臨時窓口の開設を12月12日、19日、20日、29日、30日の5日間実施し、年内に、より多くの市民の皆様のお手元に届くよう努めるつもりであります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 目時議員、間もなく申し合わせの時間が迫っておりますので、よろしく願います。6番。

○6番（目時睦男） 今部長から、返送された部分の数字も含めてお聞きをしました。先ほど私が壇上で申し上げましたように、中には受け取らないよということ等々いろいろあるかと思いますが、この数の中には、やっぱりこのマイナンバー制度になった場合に、自分の情報が漏れるのではないかという部分の不安を持って受け取らないという方も中にはあるかもわかりません。全体としては、やっぱりいろんな事件が起きていますから、起きる要素がありますから、心配をしております。

そこで、先ほど言いました事前登録型本人通知制度、これについては先ほどの答弁の中で、今後検討していくというようなことの答弁をいただきましたが、このことについて私は、1月以降、早急にこの制度をつくって、そして具体的に運用をしていくということをするべきと思うのでありますが、この点に限って市長の考えを再度お聞きを

したいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 目時議員、間もなく時間が迫っておりますので。

どなたが答弁しますか。では簡潔に、民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 目時議員の再質問にお答えいたします。

事前登録型本人通知制度につきましては、先ほどもお話ししたように、メリット、デメリットがありまして、市町村、国のほうの考え方としても、例えばDVの被害者が離婚手続等を依頼し、弁護士等特定事務受任者が請求する場合には、この通知制度のために相手方に推察される可能性があるとかというデメリットも国のほうでも指摘しております。その辺に関しては、今後やはり法務局等と相談しながら研究していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） もう時間になりました。

○6番（目時睦男） まだ選挙法の問題も再質問をしたいのでありますが、時間でありますから終わりますが、特に最後、このマイナンバーの部分については、個人情報保護という面で鋭意確立していただくことを再度要望しながら、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、佐賀英生議員の登壇

を求めます。14番佐賀英生議員。

(14番 佐賀英生議員登壇)

○14番(佐賀英生) こんにちは。14番、無所属の創世むつ、佐賀英生でございます。むつ市議会第226回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

ことしも、あと残すところ3週間余りとなりました。月日のたつのは早いもので、この前正月が終わったと思えば、またすぐにやってくる。若いころは、1年がそれなりの長さを感じられたのですが、五十路も過ぎましたら、物すごく早く感じられるのは私だけではないと思います。先達の方々が、年をとれば一年が早く感じられる、そのうちにわかると言われておりましたが、つくづく感じるきょうこのごろでございます。特にことは、統一選挙に始まり、私どもの選挙もあったりと、特に目まぐるしく感じた年でもありました。市民の皆様のご支援もあり、再度議会での発言の機会を与えていただきましたことに感謝をいたしますとともに、市民の皆様を初め議員各位及び理事者の皆様には、このとおりの私ではございますが、任期中よろしくお願いをいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従いまして、2項目4点につきまして質問させていただきます。

まず1点目の産業振興のご当地居酒屋及びアンテナショップについて質問いたします。先般、余りテレビを見ない私ですが、たまたまつけてあったテレビから、ご当地居酒屋の特集があり、何気に見ていましたら、当むつ市も登場し、神田のご当地酒場青森県むつ下北半島神田小川町の店が自治体公認の居酒屋であるとの放送がなされました。私も2度ほど行ったことがあり、大変おいしく、安価でたくさんの人でにぎわっておりました。

ここで、ご当地居酒屋について少し触れておき

ます。ご当地居酒屋とは、その名のとおり、ある特定の地域の食材を中心としたメニューに力点を置き、同時にご当地メニューや地酒、物産を紹介するアンテナショップ的役割を果たす居酒屋で、その名前を冠した地元出身者はもとより、出張で行った人や近隣のサラリーマンの方々が多く利用しております。

私が平成7年から平成8年にかけて東京の日本橋に地域づくりリーダー塾の研修で1年通ったときに、ご当地居酒屋、ご当地レストランのブームがやってきて、当時の大分県知事平松氏が提唱した一村一品運動のときと時期が重なっており、結構はやっておりました。一村一品運動を提唱した平松元大分知事から、個人的に昼食をともにし、地域づくりに対してご教示をいただいたことを一生忘れることはできません。

この当時は、北海道と沖縄のお店が多く、私も何度か通わせていただいております。その後ブームもおさまりかけていたのですが、私の記憶が確かならば、平成15年あたりから地域振興のために各団体や研究会が郷土料理を中心とした地場産品をアピールし始め、平成20年12月に農林水産省は地域おこしの一環として、日本各地の農山漁村との関係性の深い郷土料理99品を「農山漁村の郷土料理百選」に認定し、別枠として農山漁村とつながりの薄いものの当時の人気料理として地域に定着している23品を「御当地人気料理特選」として認定いたしました。

私は、現在レストランや食堂にかわり、居酒屋として気軽にわいわいと楽しめる第2次ご当地ブームが来ていると感じております。青森県むつ下北半島神田小川町店、以下「下北半島」と略させていただきます、を運営するFF社、ここではイニシャルで表記をさせていただきます。FF社は、このほかにも北海道、福井、佐賀等地域名を冠した居酒屋レストランを都内に11店舗展開するご当

地居酒屋のパイオニア的企業でもあります。

最近の話題では、FF社が経営する北海道厚岸町役場公認店のご当地酒場、カキ酒場北海道厚岸日本橋本店が「ミシュランガイド東京2016」のビブグルマンを獲得しております。ビブグルマンとは、星はつかないもののコストパフォーマンスが高く、おいしい料理を提供すると審査員が認めたお店に送られるものです。このようにご当地居酒屋とはいえ、しっかりとした食材をご当地ならではの目ききと安価で提供できれば、さきに述べたように、ミシュランガイドにも掲載されるという、いい意味での前例ができ、当然地元も注目を浴びるとともに、別の特産品にしても2次的、3次的効果を生むのではないかと考えます。

「むつ市のうまいは日本一！」を提唱している当市は、もっとより多くの人々にむつ市の食材を知っていただくとともに、食してもらい、感じてもらう、そして足を運んでもらうことが大切かと感じます。私もあちこち歩いておりますが、手を加えておいしいところは数々ありますが、食材そのものがおいしいというところは、そうありません。ひいき目も多分にあるかと感じますが、私はそのように考えております。

女性の方よりも男性のほうが居酒屋レストラン、特に人と会う職業についてはそういうお店を利用する機会が多いのではないかと考えています。ただ飲んで食べるだけではなく、器や盛りつけを見たり、料理方法、食材まで見てしまうものです。居酒屋や酒場系は比較的男性の口コミュニケーションで広がっていくものと考えています。そして、そこで飲みニケーションで人間関係も構築されていくのではないかと考えております。

ご当地居酒屋は、郷土の人々が集まりやすく、少しお酒も手伝って交流ができ、とてもよい宣伝効果になるのではないのでしょうか。とても効率のいい温度のあるPRにもなると考えている一人で

もあります。

以上のことを踏まえ、質問いたします。当市では、ご当地居酒屋もしくは認めているアンテナショップはあるのか、市長にお伺いをいたします。

次に、2項目めの教育行政についてお伺いいたします。むつ市議会第214回定例会と第215回定例会にも同様の質問をさせていただいておりますので、確認と経過という意味について質問いたします。

先般11月16日月曜日、むつ中学校を会場とし、「むつ市いじめ防止宣言フォーラム」が開催されました。前年度は参加できませんでしたので、今回初めて参加いたしました。想像以上に活発な議論がされ、形式だけかと思っていましたら、結構本音での議論がされていたことに感心させられました。依然としてメディアでは、以前ほどではないにしろ、いじめに関する報道がなされていますが、全くなくすまでは時間を要することとは思いますが、限りなくゼロに近づけていく努力は、日々続けていかななくてはならないことと思います。児童・生徒が互いに顔を見ながら全体で意見を述べていくということに意義があらうかと思われれます。

事の大きさは別としても、以前もしくは現在において、された方とした方も会場にいたかもしれません。されたほうは、少しの勇気が持てたと思えますし、したほうは、少し恥ずかしかったのかもしれないかもしれません。こういう場を持つことで、いじめという行為がなくなることを期待しますし、このフォーラムを見ますと、なくなっていくのだろうと確信も持てました。当然いじめという行為がなくなっていくと、学習する時間と気持ちの余裕が出てくると思われます。

先般の報道で正答率のことが掲載されておりました。以前よりかなりよくなってきており、大変感心したところでございます。以前学力の向上に

ついて一般質問させていただき、じっくりと進めていければいいと思っておりましたが、2年ほどで結果が出るとは思っておらず、関係者の即時の取り組みと努力に敬意を表するところであります。欲を言えば、もう少し算数の正答率がよかったらなと思います。意外と言えば失礼かもしれませんが、比較的注目を浴びていない理科がよかったのが、意外といえ意外でした。現在の状況を継続しつつ、より一層向上させていただき、優秀な児童・生徒を輩出していただきたいと思っております。

また、先般見た記事に学習成績のよい生徒はスポーツに関しても優秀であるという結果が出ているという記事を読み、うなずける部分と、首をかしげる部分がありましたが、私の経験則からいきますと、運動音痴以外の人ではうなずける部分が多いように感じます。次の展開を考えたり、こうしたらうまくいくとかということを学習したり、学んでいるかと思いますが、私のように体で覚えていくというのは古いかもしれません。また、姿勢についても、姿勢のいい生徒は成績がよいというデータもあり、どうやって姿勢と成績を調べたのか不思議に思っております。

いずれにしても、健全なる肉体には健全なる精神が宿る、先達の方々の言葉にはうそがなかったと思います。未来は若い人たちにかかっているので、しっかりと私たちが見守り、優秀な人材を育てることができる環境を私たちはつくっていかねばなりません。そして、将来のむつ市を託していくためにも、現在を生きる私たちが努力を惜しまず助けていかななくてはならないと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、いじめについての現況と取り組みについて、2点目といたしまして、正答率の向上と今後の取り組みについて、3点目と

いたしまして、必修となっている武道教育の現況と見直しについて、以上3点について教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

東京都千代田区神田美土代町にありますご当地酒場青森県むつ下北半島神田小川町店は、平成24年12月にオープンし、今月で丸3年を迎えたところであり、経営は順調であるとのことで嬉しい限りであります。

開店に至る経緯ではありますが、当時東京都内に全国各地の食材に特化したご当地居酒屋を8店舗お持ちの方が当市を訪れ、神田小川町にご当地酒場青森県むつ下北半島をオープンしたい、店内ではホタテガイや海峽サーモンを初めとするむつ市でとれた鮮魚や野菜などの農産物、またその加工品や地酒、下北ワインなどを提供し、あわせてむつ下北のPRも行いたいとお話をいただきました。市としては、店舗のコンセプトが当地域の食材とむつ下北地域のブランドイメージ向上につながるものであるほか、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業における首都圏をターゲットとした「むつ市のうまいは日本一！」in 亀戸“むつとの遭遇”の開催など、地産地消から地産他消への取り組みも行う中で、この提案により新たな拠点がふえることでさらなるPR効果が得られるものと判断し、市としても可能な支援を行うこととしたものであります。

市では、公式ショップのような公認制度は設けておりませんが、これまで店内装飾用のポスターの提供、生産者紹介等の支援のほか、店内の入り口には顔写真とともに私の挨拶文を飾っていただくなど、市が全面的なバックアップに努めてきた

ところであり、今後におきましても同様の考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問の1点目、いじめについての現況と取り組みについてお答えいたします。

いじめは、人格、人権を否定し、さらには関係した児童・生徒を不幸にする行為であって、あってはならないことだという認識を強く持っております。そのため、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識するとともに、適切で迅速な対応と未然防止のための対策が必要となります。

当市においても、いじめを生まない指導と啓発を進めてきたところですが、過去5年間でのいじめに関する認知件数につきましては、平成23年度は中学校で1件、平成24年度は中学校で6件、平成25年度は小学校で1件、中学校で2件、平成26年度は小学校で1件、中学校で1件、今年度は4月から11月末現在において小学校で1件と報告されております。これらの報告は、各学校において日常の観察や教育相談等で教員側が発見することと、定期的に行われているいじめに関するアンケート調査等で早期発見と早期対応に努めていただいた中で、いじめと認識されたものを報告していただいたものです。

しかし、日常生活の中で、ささいなことからいじめまではいかずとも人間関係のトラブルに発展する場合があります。そのようなトラブルは、先ほどの認知件数には入っておりませんが、そのほとんどは当該児童・生徒間で解決したり、先生方の協力を得たりして解決しております。

次に、いじめ防止に向けての各学校での取り組

みですが、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や具体的な内容を定めた学校いじめ防止基本方針を平成26年4月に市内全校において策定し、校長の強力なリーダーシップのもと、学校の実情に応じた取り組みを推進しております。

いじめの未然防止に向けての具体的な取り組みとしては、次のような措置を講じて、早期発見と早期対応に努めております。

1つ目は、教育相談の実施であります。児童・生徒と学級担任等が定期的に個別面談を行い、いじめの芽となる人間関係の悩みや不安等を直接教員側へ伝える場となっております。

2つ目は、いじめ等に関するアンケート調査の実施であります。いじめを受けていることの有無やいじめを目撃したことの有無等について、児童・生徒のプライバシーに配慮したうえで、学期に1回程度アンケート調査を実施しております。

3つ目は、学級生活満足度調査（Q-U検査）と学校環境適応感尺度（アセス）の実施であります。市販の検査用紙等で行うものですが、既定の質問内容に回答することで、児童・生徒の学級生活の満足度や環境適応感をはかろうとするもので、孤立傾向や人間関係のつまずき等を把握する有効な手段の一つとなっております。

教育委員会といたしましても、平成26年3月に策定したむつ市いじめ防止基本方針に基づいて取り組んでおります。4月から6月は、市民に対する広報活動として、教育委員会で作成したリーフレットを各小・中学校の教職員と保護者全てに配布し、いじめ防止の周知を図っております。8月には、学校教職員を対象に、いじめ・不登校対策研修講座を開催し、より実効性の高い取り組みを求めてまいりました。11月には、いじめを生まない学校づくりに向け、議員にも参観していただきました「むつ市いじめ防止宣言フォーラム」を開

催いたしました。いじめ根絶に向けた生徒会活動に対する理解を深めるとともに、児童・生徒をいじめから守り、市民総がかりでいじめの防止に取り組むという意識の啓発を図ることができたものと思われます。

また、各学校へ教育相談支援員やスクールカウンセラーを派遣するとともに、いじめ等のさまざまな悩みごとに対応する相談窓口であるむつ市教育相談室を設置するなどの対応をしております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き各学校と連絡を密にとり、実態把握に努め、学校からいじめの報告があった場合や、保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該児童・生徒、当該保護者への対応に万全を期するとともに、当該学校へは指導、助言をしまりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、ご質問の2点目、正答率向上と今後の取り組みについてお答えいたします。文部科学省は、今年度4月21日実施の小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。調査内容は、小・中学校とも国語、算数・数学の各教科の知識に関する基礎基本を問うA問題、知識を活用し、実生活のさまざまな場面に活用する力等を問うB問題、そしてこれらのAB問題を一体的に問う理科、さらに児童・生徒の学習意欲や学習環境等に関する質問、学校の指導方法や教育条件の整備等に関する質問から構成されております。

昨年度同様に、全国の児童・生徒の全員参加方式で実施され、むつ市内に22校の小学校6年生522人、中学校3年生515人が参加しました。平均正答率の結果については、当市ホームページや広報むつの11月号に掲載しておりますが、小学校6年生では、全国平均に比べて、国語Aで4.7ポイント、国語Bで1.5ポイント、算数Aで1ポイント、理科で5ポイント全国平均を上回りましたが、

県平均は下回りました。

算数Bは、全国平均を0.4ポイント下回り、県平均も下回りました。しかしながら、本県の各教科の平均正答率は1位の秋田県から3ポイント差の全国第4位となっておりますことから、決して低い結果ではないものと考えています。

中学校3年生では、全国平均を国語Aで1.2ポイント、国語Bで0.9ポイント、数学Aで2.3ポイント、数学Bで0.2ポイント、理科で3ポイントそれぞれ上回り、県平均に比べても全て上回る好成绩となっております。

次に、児童・生徒への学習状況等に関する調査結果ですが、質問項目は基本的な生活習慣や家庭での学習時間、学習環境等についてとなっております。小学校6年生では、家で計画を立てて勉強すること、授業の予習や復習をしていることの割合が全国や県よりも5から30ポイント上回っていますが、感想文や説明文を書くことに苦手意識を持っている児童が多いことがわかります。

中学校3年生では、家で計画を立てて勉強することの割合が全国よりも4ポイント、授業の復習をしていることの割合が全国よりも22ポイントほど上回りました。また、授業において、学習の目標やまとめを書くことや理科の実験や観察をしている割合が全国や県に比べて8ポイントから23ポイント上回ったことも特徴として挙げられます。

しかし、読書に興味を持っている割合が高いにもかかわらず、新聞を読むことについては全国や県よりも下回っております。

また、小・中学校に共通していることは、自分に自信を持っている割合が低いこと、携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使用する時間がふえてきていることです。これらの点については、学校と家庭双方で児童・生徒ができたことを認めるなどして自分の存在価値を高めたり、情報モラル教室の実施等でスマートフォンやインタ



ーネット等の使用についての意識の改善を図っていきたいと考えております。

また、今回の学力・学習状況調査で好成績をおさめることができた要因として、当市の児童・生徒の学習に向かう意欲が高まり、家庭学習が習慣化されてきていること、個に応じた指導の充実や教師の指導方法の改善等がなされてきていること、むつ市教育プランに基づく小中一貫教育非常勤講師やスクールサポーターによる人的支援の充実が図られてきたこと、さらには教育委員会主催の授業づくり講座の実施、活用問題集の積極的な活用等が挙げられます。

小学校算数の学力の向上に向けて、現在市内のほとんどの小学校において算数を校内研修で取り上げ、少人数編成による授業の実施や児童同士の学び合い活動、獲得した知識を活用する発展的な問題への取り組みなどを工夫しております。今後も引き続き現在各学校で取り組んでいることが充実できるように、より一層支援していきたいと考えております。また、算数以外の教科においても、さらなる学力の向上を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、今後とも地域や家庭とともに、小・中学校が連携して取り組む小中一貫教育を通して、児童・生徒のさらなる成長を目指し、教育活動の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の3点目、必修となっている武道教育の現況と見直しについてお答えいたします。まず、この武道必修化は、平成24年度に始まり、中学校の必修科目として武道の指導を行うというものです。取り上げる種目については、学習指導要領に示されている柔道、剣道、相撲の中から各学校が選択して実施することとなっており、地域や学校の実態に応じてなぎなた等のその他の武道についても取り上げることができることとなっております。

次に、市内9校の現況ですが、当初は全中学校で柔道を選択しておりましたが、現在は9校中8校が柔道、1校が剣道を選択し、実施しております。柔道が多い理由としては、必修科目となる以前から柔道を取り入れていたことで、それまでの指導のノウハウを活用し、計画的、効果的な指導が可能となっていることが考えられます。

また、当初柔道を選択するに当たって3つの課題が挙げられていましたが、その1つ目、指導者の養成につきましては、指導者研修会等の受講により、多くの保健体育担当教員が指導力の向上を図っております。

課題の2つ目である施設設備、用具の整備については、平成22年度中に全中学校で必要物品等を整備しております。

課題の3つ目、保護者の負担となる柔道着の購入についても、各校原則個人購入とし、できるだけ安価なものの購入や諸会費の中で分割納入するなど、負担軽減を図ったものであり、柔道を選択されている要因の一つであります。

今年度の柔道の指導体制に関する状況調査の結果でも、課題が解決されていることが示されており、あわせて文部科学省が作成し、各校に配布されている映像参考資料が実技指導や安全指導等において大いに役立っているとの結果も出ております。

種目を見直し、柔道から剣道へ変更して実施している学校が脇野沢中学校であります。これは、平成25年度からの実施であります。脇野沢中学校の学校備品として、生徒の人数分の剣道防具と剣道実施に必要な物品がそろっており、新たに保護者の経済的負担となる用具の購入の必要がなかったこと、さらに当時剣道の指導者が在籍しており専門的な指導が可能であったことから剣道を選択したということになります。

各学校とも、実情を考えながら武道教育に取り

組んでおり、武道教育の目的の一つである伝統と文化の尊重の精神が培われることが期待されております。

教育委員会といたしましては、武道必修化の経緯を踏まえ、日本固有の文化である武道に取り組むことが我が国の将来を担う子供たちの育成と心身の健全な発達につながるものとの認識に立ち、今後も各学校での指導への支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まず、順番からいって、ご当地居酒屋のほうからいきたいのですが、株式会社ファンファンクションのほうを訪れて、こちらに挨拶に来たということなのですが、前市長は結構訪れたという話を聞いたことがあるのですが、市長は何度か訪れたことがあるのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 回数はちょっとあれですけど、何度も訪れております。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 私も、たまたま2度目に行ったときに川内の人たちに会いまして、それが偶然、きょういる岡崎議員のお嬢さんの友達だったという経緯がありまして、話が盛り上がってきたわけですが、何となくああいうところに行きますと、僕は息子と行ったのですけれども、やっぱり懐かしいといいますか、後ろで耳を立てていると、下北弁で言っていると、何となく振り向いてお話をしたくなると。ひとつ都会のオアシス的な部分がありまして、もっともっと宣伝をしてもいいのかなと思っております。

さっきも言いました厚岸の件につきましても、カキがミシュランのビブグルマンをとったということで大変有名になっています。厚岸というのはご存じとおおり、カキの有名なところでございませ

て、ちょっと自慢話をさせていただければ、厚岸と大畑町漁協が、私が漁協の参事のときに日本で初めて姉妹漁港を結んだという、ちょっと自慢ですけれども、お知らせしておきたいと思うのですが、そういう有名なところが出てくるわけです。ですから、私もこの下北の部分というのはいくらいいものがありまして、もっともっと売り出していけばいいと思っています。

ちなみに、業者さんから言われたことがありまして、直接その株式会社ファンファンクションは知らない、下北半島も知らない。どうしてアポをとったらいいのかなというのがありまして、1回電話したときもあったのですけれども、例えばそういう業者さんが自分のもの、下北のものを売りたいというときに、市としてはある程度紹介する窓口になっていただけるのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、その食材を売り込みたい生産者のためにご当地居酒屋を紹介してあげることができないかというような趣旨のものかと存じます。これまでご当地酒場から食材のリクエストがあった場合は、生産者を紹介させていただいたり、スタッフの方々が食材探しに当地へお越しになった際には、同行してご案内するなどの対応をしております。

また、ご当地酒場のほうからは、できるだけたくさん産地情報が欲しいと、そういうふうな要望を聞いておりますので、生産者の皆様から食材の情報をいただいた際は情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） さっきも言ったとおおり、ご当

地酒場、ご当地居酒屋が、今ブームといいますか、結構はやっておりましてあれなのですけれども、とある居酒屋チェーン店でもそういう名前を冠したやり方をしておりますし、とあるビール会社も日本橋のほうにつくっているところもあります。結構北海道が多いわけなのですけれども。今後そういう業者から当市に、うちもそういうものを作りたいというリクエストがあったときは応えることができるのでしょうか、それを1つだけお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

市といたしましては、同様のコンセプトのお店を展開しようとするような事業者の方の申し出があった場合につきましては、同様に事業者さんに対しまして相談に応じるとともに、食材や仕入れ先の紹介、またパンフレットの提供など、可能な支援を通じて、「むつ市のうまい」である豊富な1次産品等を首都圏などでさらに注目されるよう積極的に協力してまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） そうですね、私もどんどん広げて、このむつ市を皆さんにアピールしたほうがいいと思いますし、また絶対的に食材はおいしいわけですから、リピーターをふやして、ますます「むつ市のうまいは日本一！」を広げていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2項目めの教育行政についてなのですが、大変いい取り組みでありがたく思っておりますし、また教育関係者の皆さんのご努力で、正答率もかなり上がっているということで、大変私もありがたく思っておりますが、1番目のいじめについてなのですが、先般行われたいじめ防止宣言フォーラム、これは今後において各地、今回は2回目ということでむつ市内が多いのですから、例

えば脇野沢ですとか川内ですとか大畑、そのようにやっていくのかどうか、方向性をお教え願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） いじめ防止宣言フォーラムですが、いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こり得るとの認識がございます。その意味で、校種、地域、学校規模の違いを超えて、9カ所全ての中学校ブロックで行う予定でございます。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） ありがとうございます。そうすると、各地域で行っていく予定があると。そうすれば大体1サイクルといいますか、何年ぐらいの規模で、またこれはずっと永続的にしていくのか、ある程度の効果が見られたら切っていくのか。今のところの考えで結構ですけれども、お教え願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） フォーラムは9年間をめどに実施する予定でございます。今年度までに、昨年の大平中学校、そして今年度のむつ中学校の2ブロックが終わっておりますので、今後はあと7年間をめどとして継続してまいりたいと思っております。

しかし、フォーラムの形態をとるかどうかについては、それぞれの中学校ブロックの状況を見まして、最も効果的な方法により実施してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、いじめの未然防止に向けて活動を継続し、充実を図ってまいります。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） ありがとうございます。大変いいフォーラムだと思いますので、極力計画に従ってやっていただきたいと思います。

2番目の正答率の向上と今後の取り組みについてなのですが、先ほど大変成績も上がって、

それも教育長のお話からいきますと、自宅で学習をしている、学習意欲があって自宅でやっているということなのですが、これは学校で宿題とか課題を与えたものではなくて、自主的に行っていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一）  
お答えを申し上げます。

ただいまのご質問ですが、学習時間に関しましては、家庭で学習しているものが全て含まれます。したがって、学校で与えた課題のほかに自分で見出した課題、あるいは塾で学習した部分も含まれております。

そして、蛇足であります、つけ加えさせていただきます。全国的な調査をした場合、塾に通っている割合は全国が61%に対し、本市では35%と26%ほど低い結果を示しております。しかしながら、家庭で2時間以上学習している割合は、全国が35.7%に対して本市は26.8%、9%ほど低いのですけれども、塾に通っている割合に比して、学習に費やしている時間が少ない割合で差が生じていることは、塾以外の勉強時間は本市の子供たちがしっかりとって、自主的に学習をしている、そのようなことがこの数字から見えてくると考えております。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） ありがとうございます。本当にやっぱり最後、学問は身を助ける、問は助けるかどうかは別ですけれども、学はないよりあったほうがいいと思いますのであれですけれども。

最後に1つだけお伺いしたいのですが、教育長がいいのか、市長には聞けませんのであれですけれども、偏差値の高い学校、ちょっと特定するといろいろ問題があるかもしれませんが、以前市長がおっしゃったとおり、やっぱりここから医者ですとかそういう優秀な人を出して地元に戻ってく

るような体制をつくりたいというときに、どうすればそういう偏差値の高い子を生めるのか。また、今の授業体制でそういう偏差値のがつつり70以上とか、そういうところに行けるような子供たちはできるのかどうか、最後に1つだけお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 偏差値の高い学校への進学は可能かというようなことでありますが、これまでも市内の高校から偏差値の高い学校へ入っておりますので、現在は中学校の学力が上がっている状況でありますので、十分そういうレベルの高い、偏差値の高い学校へ進学することは可能であるというふうに思っております。

そして、どうすれば可能になるのかといったようなことなわけですが、1つは進学に対する目的をしっかりと持つことが重要だというふうに思っています。そのために各学校では進学への意識を高めるために、各高校で実施する体験入学への参加を促したり、それから定期的な教育相談を実施したりして、またそのほかに保護者との面談を設定したりして意識を高めるというようなことをしておりますし、意識のほかに、次はやはり進学するだけの力を身につける、学力を身につけるということだと思っておりますが、これにつきましては、本市では活用型の授業を取り入れて、その力を育成しているということでございますので、本人がその後たゆまぬ努力が継続できるよう指導していきたい、育成していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月10日は東健而議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時56分 散会